

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	高橋伸行君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	栗本純治君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	衣斐修君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第19号 平成30年度垂井町一般会計予算

議第20号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第21号 平成30年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第22号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第23号 平成30年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

- 議第24号 平成30年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第25号 平成30年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第26号 平成30年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第27号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 平成30年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について
- 日程第4 議第2号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第3号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第4号 垂井町国民健康保険基金条例の一部改正について
- 議第5号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議第13号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 議第14号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第15号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 議第16号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第17号 町道路線の認定について
- 日程第5 議第18号 新桜橋歩道橋（上部工第2期）整備工事請負契約の締結について
- 日程第6 議第29号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議第30号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 8 議第31号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9 議第32号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第10 議第33号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第11 議第34号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第12 議第35号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時02分 開会

○議長（角田 寛君） これより平成30年第 1 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から16日までの16日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御承知願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2番 広瀬隆博君、3番 乾豊君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（角田 寛君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時04分 休憩

午前 9 時15分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

日程第 2 議第19号 平成30年度垂井町一般会計予算

議第20号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第21号 平成30年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第22号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第23号 平成30年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第24号 平成30年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第25号 平成30年度垂井町介護保険特別会計予算

議第26号 平成30年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第27号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第28号 平成30年度垂井町水道事業会計予算

○議長（角田 寛君） 日程第2、議第19号 平成30年度垂井町一般会計予算から議第28号 平成30年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

平成30年第1回垂井町議会定例会の開会に当たり、町政運営に関する私の所信並びに平成30年度予算の概要及び主要施策について申し述べ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成29年度で第5次総合計画が終了し、平成30年度からのまちづくりの新たな指針となります。第6次総合計画の基本構想を12月議会で御承認いただいたところであり、第6次総合計画が描く町の将来の姿は、「ひととまちが輝く 地域共創都市 ～さらなる やさしさと活気を求めて～」とし、今日まで町民の皆様、そして議会、行政が一緒になって作り上げてきた「垂井町らしさ」が失われることのないように、確実に新たな計画に引き継いでいかなければなりません。平成30年度は、その最初の1年目として重要な年になるものと認識しております。

さて、トランプ政権の誕生から1年がたちましたが、「アメリカ・ファースト」という自国第一主義を唱え、世界にさまざまなあつれきを生んでいます。1月30日には一般教書演説が行われ、「安全で強く誇り高いアメリカの建設に取り組む」と、いつものトランプ流のアドリブは鳴りを潜め淡々と語ったものの、戦後最大となるインフラ投資と巨額減税を掲げた割には、制度設計は白紙に近く、具体性に欠け、目先優先に進む政策方向に世界が引き続き翻弄されまいかと懸念を抱くところであります。

一方、安倍内閣は、財政健全化路線を堅持しながらアベノミクスを再加速させ、持続的な経済成長の実現に向けて、人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）などの生産性を劇的に押し上げるイノベーションを実現する「生産性革命」と、幼児教育の無償化や介護人材の処遇改善といった「人づくり革命」で、より力強い消費を実現していくとしております。地方創生についても、地方の人口減少に歯どめをかけ、活力ある地域の暮らしを守り抜くとともに、地方が主役となるよう、我々が新たにに取り組む政策を強力に支援するとしております。また、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、「人生100年時代」を見据えた全世代型社会保障への転換も重点に置いております。

私も、地方創生の推進が一億総活躍社会を実現するための大きな原動力になると考えております。しかしながら、地方創生への対応は、個々の自治体だけでは限界があります。そのため、経済波及効果や地方創生をより確実なものにするために、垂井町のオリジナリティーも大切にしながら、これからも地域連携を図りつつ、県、あるいは国へ強く働きかけてまいる所存であります。

また、県におきましては、重点事項を「人づくりと生産性向上」「ぎふブランドづくりと内

外交戦略」 「安全・安心・健康づくり」の3つの柱で政策を展開していくとし、農業、林業、建設業など各分野における人材育成や確保に向けての支援強化、国内外からの観光誘客、スポーツを通じた地域活性化などへの取り組み、岐阜の宝ものへの認証、医療と福祉の充実連携、消防団員の確保やネットワークインフラの整備などについて強化するとしております。関ヶ原グランドデザイン事業も継続される中で、引き続き近隣市町との連携の中で、タウンプロモーション誌による情報発信等を通じ、活力あるまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

一方、昨年も局地的な豪雨や異常気象により各地でさまざまな災害が発生いたしました。特に九州北部豪雨では、多くの死者、行方不明を出し、長期にわたる避難生活を余儀なくされた方も多数おいでになり、改めて自然災害が私たちの生活に及ぼす影響の強さと怖さを痛感したところでもあります。

町内でも、今年の台風21号により泥川が氾濫危険水位に達し、栗原地区に避難勧告を発令いたしました。幸い田畑や道路の浸水被害のみで大事には至りませんでした。しかし、安全対策をさらに強化する必要がある、待ったなしの緊急を要するものであると痛感したところでもあります。

その対策の一つとして、非常時には災害対策本部を設置するなど、災害対応の活動拠点となります新庁舎の建設にいよいよ着手してまいります。新庁舎には、東日本大震災や熊本地震といった未曾有の災害に陥っても庁舎機能を継続できる耐震性能の確保が不可欠であります。そこで、既存の建物の外周部に柱やはりで構成されたアウトフレームを増設して、耐震安全性を示す分類Ⅰ類の性能を確保していくものとしたしました。この耐震安全性のⅠ類と申しますのは、大地震後の災害対策の指揮や情報伝達などをするための施設として、床や柱といった構造体となる部分の補修をすることなく使用可能である施設であることを示し、かつ災害発生後の人命の安全確保に加えて十分な行政機能の確保が図られていることもあらず指数であります。

このような点から、新庁舎は、今想定している南海トラフ地震の発生時においても、さまざまな災害対策や各行政機能が継続可能な施設になると考えており、住民の皆様の安全・安心な暮らしが保たれると思っております。

新庁舎の建設は、既存の商業施設を用途変更し、全面改装を施し、再生させるコンバージョンという手法を用います。このことは、今ある環境を全て壊すのではなく、将来の世代に向けて安全・安心というバトンをつなぐ持続可能社会への取り組みに大きく貢献することになると思います。そして、この新庁舎の建設手法は、持続可能社会のあり方の一つを示すことができるのではないかと考えておるところであります。

加えて、新庁舎には非常時電源用の自家発電設備を設けて、災害発生後72時間以上施設稼働を可能とする機能を備え、かつ情報ネットワークの維持を図るため、サーバーは、機器下部に免震架台を設け、各種証明の発行や諸手続を可能にします。

具体的な実施設計については、職員の英知を集めて庁舎内でさまざまな検討を重ね取り組み、

平成31年7月供用開始を予定しております。今月には入札の公示、来月には入札の執行、5月には工事を着工する予定としております。

一方、現庁舎の敷地活用につきましても、平成28年度、29年度の2年間でがやがや会議を主体とした議論を重ねてまいりましたが、それらの内容を踏まえ、敷地跡地の活用を検討する組織を立ち上げ、現庁舎敷地等活用基本構想の策定に取り組んでまいります。

現庁舎は、建設から約半世紀が経過しており、地域の皆様にとって愛着のある建物と場所となっております。新庁舎の完成で庁舎としての機能はなくなりますが、今後の活用を検討しながら、町の新たな魅力の創出も期待し、進めていきたいと思っております。

また、現在、東海環状自動車道西回りルートや名神高速道路養老サービスエリア・スマートインターチェンジの建設が着々と進められている中で、長年の懸案事項でありました離山の開発につきましては、ようやく地権者の方々からの同意を得て、用地取得の契約に至りました。今後は、企業誘致のための造成工事に着手いたしますが、同時に、町の南部方面には新工場の稼働や、既存企業の大規模拡張工事も始まっております。このような町周辺の変化は、企業誘致による雇用確保のみではなく、新たな道路網を生かしたまちづくりを可能とし、ますます地域の魅力を向上させることができるのではないかと考えております。

このように、垂井町に、そして垂井町を取り巻く周辺には、未来に向けた活力ある新たな息吹があります。その息吹の先をしっかりと凝視し、平成30年度も幾多の課題に向けて取り組んでまいり所存でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、平成30年度予算につきまして説明させていただきます。

平成30年度の各会計の予算額につきましては、一般会計98億4,000万円、国民健康保険特別会計29億円、簡易水道特別会計5,350万円、公共下水道事業特別会計12億4,000万円、農業集落排水事業特別会計3,000万円、不破郡介護認定審査会特別会計1,150万円、介護保険特別会計24億3,100万円、不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計107万円、後期高齢者医療特別会計3億4,200万円、水道事業会計9億3,700万円、合計177億8,607万円とするものであります。

一般会計規模は、平成29年度と比較として7億円の増額、7.7%の増となります。

歳入予算につきましては、新規企業の参入などにより、特に法人住民税や固定資産税の償却資産において若干の伸びが期待できるものの、一方で、たばこ税などの減収が予想されるため、町税全体といたしましては、平成29年度当初比0.3%増の36億3,634万9,000円、うち町民税については、1.4%増の15億1,976万2,000円を見込みました。その他、国・県支出金、財政調整基金及び庁舎建設基金などの取り崩し、さらに町債の発行により収支の均衡を図った次第であります。

予算編成に当たりましては、平成30年度が計画期間の初年度となります第6次総合計画の推進を強く意識するとともに、町の将来の発展に向けて限られた財源を有効活用するために、これまで以上に経常的経費の抑制に努めたところでございます。その上で、新年度では、いよいよ着工を予定いたします新庁舎建設事業に最重点を置きますとともに、けやきの家移転改築や

垂井駅自由通路橋改修などの大型事業、またクリーンセンターや斎場などの施設の老朽化対策、幹線町道や農道の整備、さらに公共施設の今後のあり方や対応方針等を定める公共施設アクションプランの策定、その他企業誘致の推進に関する取り組みなど、優先度を考慮し、各種事務事業の予算を編成した次第であります。

以下、予算の概要につきましては、第6次総合計画のテーマ別戦略の体系に沿って重要施策を御説明申し上げます。

第1のテーマは、「協働」であります。

「まち全体が活発で、みんなで育む幸福度の高いまち」を目指してまいります。

1-1. 「協働」では、住民・議会・行政がお互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に協力してまちづくりに取り組めるよう、まちづくり基本条例に基づいた自主・自律した協働のまちづくりを推進してまいります。

今後、各地区のまちづくりセンターが地域のニーズに応じた活動拠点として、地区まちづくり協議会の自主性を尊重しながら運営されるよう、町といたしましては、引き続き、地区まちづくり協議会支援事業や地区まちづくりセンター運営事業などに取り組んでまいります。

あわせて、地域の多様な課題の解決に向けて協議会や団体から提案を募集し、解決に向けて協働で取り組むことを趣旨とした提案型協働事業や、円滑な自治会運営の促進に向けて自治会活動支援事業も継続してまいります。

また、町の広報・広聴活動といたしまして、引き続き広報「たるい」を発行してまいりますとともに、ふれあいトークを活用した広聴活動にも取り組んでまいります。

1-2. 「人権」では、人種、信条、性別、社会的身分または国籍などに関係なく、誰もが暮らしやすいよう人権意識の高揚に向けた取り組みを進めてまいります。

男女共同参画や国際化の推進などにより多様な生き方が選択できる社会になり、さまざまな人権への配慮が必要な社会となってまいりました。このような中で、住民一人一人が輝く町の実現に臨むためには、あらゆる住民が対等な立場で参画できる環境整備が必要であります。町では、女性団体の育成などにより男女共同参画社会を推進してまいります。

また、国際感覚を身につけたり、異文化を学ぶ機会として「ハローイングリッシュ教室」を実施してまいりますとともに、外国人、特にブラジル人来庁者のスムーズな手続を支援するため、庁舎内に「ポルトガル語通訳窓口」を設置するなど、多文化共生事業も進めてまいります。

その他、偏見や差別のない社会の実現に向け、人権フォーラムの開催、人権啓発資料やリーフレットの作成など、人権に関する啓発・推進活動を進めてまいります。

第2のテーマは、「安全・安心」であります。

「自ら考えみんなで取り組む安全・安心なまち」を目指してまいります。

2-1. 「防災・減災」では、いつ起こるかわからない災害に迅速に対応できるよう、自助・共助・公助、それぞれの対応力の強化に向けた取り組みを進めてまいります。

多発する地震、風水害、火災など、さまざまな災害に対応するためには、被害を防ぐことを

目的とした防災の視点とともに、被害を最小限に食いとめる減災の視点に立った取り組みも必要であります。あわせて、大規模災害などに対応できる体制整備も必要となってまいります。町といたしましては、今後も災害備蓄品の整備や自主防災組織資機材購入費の助成などの取り組みを進め、これらを通じて防災・減災に対する住民意識の向上に努めてまいります。

あわせて、消防団員の資質向上や防火水槽の整備など、消防設備の充実にも取り組んでまいります。

また、木造住宅の耐震診断や耐震補強の支援も行ってまいりますとともに、災害の発生を防ぐための河川整備工事なども進めてまいります。

2-2. 「生活安全」では、住民が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、交通安全対策や防犯対策に関する取り組みを進めてまいります。

新年度におきましても、危険箇所へのカーブミラーなどの交通安全施設や公衆街路灯の設置を進めてまいりますとともに、これらの適正管理にも努めてまいります。あわせて、公衆街路灯につきましては、省エネルギー推進のため、LED化も進めてまいります。

また、小・中学校児童・生徒の保護者を対象とした一斉メール配信や、通学路の巡回パトロールを実施する団体への支援などを行うなど、学校防犯体制の強化も図ってまいります。

第3のテーマは、「都市基盤・環境」であります。

「将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち」を目指してまいります。

3-1. 「土地利用」では、計画的で秩序ある都市づくりを図ることができるよう、都市計画などの見直しの検討を行うとともに、新庁舎や現庁舎周辺などの拠点整備や地域特性に応じた土地利用を促進してまいります。

少子・高齢化の進行や人口減少の時代を迎え、町の姿は大きく変わり始めています。地域コミュニティや地域経済の縮小など、新たな課題が浮き彫りになってきており、将来に向けて、町の姿そのものをどのようにすべきか検討していく必要があります。町では、新年度において新庁舎建設工事に着手してまいります。この役場庁舎の移転とあわせて現庁舎敷地等の活用についても検討を進め、基本構想の策定に取り組んでまいります。

あわせて、都市再生整備計画の制度を活用した事業の実施を進めるとともに、大垣都市計画区域マスタープランの見直しも行ってまいります。

また、土地一筆ごとの正確な実態把握に向け、地籍調査についても引き続き進めてまいります。

3-2. 「道路」では、安全かつ快適に移動できるよう、幹線道路の整備促進や生活道路の整備、維持管理を行うなど、効果的な道路網の形成を推進してまいります。

新年度におきましては、道路改良（4事業）、路側改良（1事業）、舗装改良（3事業）の実施などにより、幹線道路や生活道路の整備を行ってまいります。

あわせて、橋梁の定期点検を行い、緊急度や優先度を考慮した補修及び耐震化にも取り組んでまいります。

また、養老サービスエリア・スマートインターチェンジにつきましては、新年度に予定されている供用開始に向けて積極的にかかわってまいります。

3-3. 「地域公共交通」では、持続可能で利便性の高い移動手段が確保できるよう、住民ニーズや利用状況に合った地域間をつなぐ公共交通網を整備してまいります。

高齢者を初め住民の方々の日常生活に必要な交通手段である巡回バスにつきましては、今後も住民の方々にとって身近な交通手段になるよう努めてまいります。

あわせて、県立不破高等学校に通う生徒の登校時における利便性を図るため運行を開始いたしました不破高スクール線につきましても、引き続き助成を行い、運行を継続してまいります。

また、駅自由通路橋改修工事を継続しながら、新たに駅北広場植栽工事や駅アクセス道路工事も進め、駅周辺の整備などにも取り組んでまいります。

その他、JR東海などの関係機関に働きかけ、垂井駅利用者の利便性の向上にも努めてまいります。

3-4. 「公園」では、誰もが安心して利用できるよう、住民ニーズを反映した満足度の高い公園の整備を進めてまいります。

朝倉運動公園などの公園施設を適正に管理し、安全・安心な公園環境の提供に努めてまいりますとともに、必要な修繕・改修なども行ってまいります。

あわせて、利用者の声を生かした公園づくりにも努めてまいります。

3-5. 「空き家等対策」では、安全・安心で良好な住環境が維持できるよう、空き家や荒地などの適正な管理の促進と有効な利活用の推進を図るとともに、新たな住民が定住しやすい環境づくりを進めてまいります。人口減少や少子・高齢化の進行により、空き家や荒地が増加しており、今後、さらに増加していくことが予想されるため、これらを把握し、適正な管理の促進や、有効な利活用の推進を図っていく必要があります。そのため、新年度では、相談会の開催も含め空き家バンクの運用に取り組んでまいります。

3-6. 「上水道」では、安全な水道水を安定的に供給できるよう、計画的な施設の更新と持続可能な事業経営を行ってまいります。

新年度におきましても、上水道施設と簡易水道施設の維持保全に努めてまいりますとともに、配水管布設がえ工事など、水道施設配水管網の整備・更新にも取り組んでまいります。

さらに、水源地の非常用自家発電設備工事を実施するなど、基幹施設の充実・強化を図ってまいります。

3-7. 「下水道」では、快適な生活環境の確保と水環境の保全を図ることができるよう、汚水処理施設の整備手法を再検討し、効率的な運営を進めてまいります。

本年度から進めております浄化センターの汚泥棟増設事業を引き続き実施し、あわせて浄化センターや農業集落排水処理施設の維持管理にも努めてまいります。

また、公共下水道事業認可区域外におきましても、引き続き浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置に対して補助金交付を行ってまいります。

3-8. 「環境」では、自然との調和を図るよう、環境に配慮した行動を促してまいります。また、限りある資源を有効に活用し、自然環境への負荷を減らすよう、廃棄物の減量を図り、適正かつ計画的に安定した廃棄物処理を行ってまいります。

そのため、河川、大気の定期検査を引き続き実施して環境汚染の防止に努めてまいりますとともに、不法投棄防止の啓発及びパトロールの実施により、不法投棄の防止に努めてまいります。

また、エコパーク施設の適正な運営を図り、イベントなども開催することにより、3つのR、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の推進と、循環型社会の構築を目指してまいります。

あわせて、資源分別回収事業、生ごみ処理容器等設置の奨励及び推進などの取り組みを通じて住民の方々の環境に対する意識を高め、ごみの減量化につながるよう努めてまいります。

また、クリーンセンターにつきましては、耐火物補修工事などの実施によりごみ処理施設等の充実を図ってまいりますとともに、あわせて焼却灰の処理に向けた取り組みも進めるなど、今後も安定したごみ処理体制の確保に努めてまいります。

第4のテーマは、「産業・交流」であります。

「魅力的な産業により交流が活発な活気あふれるまち」を目指してまいります。

4-1. 「工業」では、雇用機会の拡大を図れるよう、成長性の高い企業の誘致や既存企業の支援を強化してまいります。

工業の発展は、本町の発展に欠かせない要素であり、本町では、これまでも水源や交通など恵まれた地理的条件を生かし、企業誘致などの工業振興を推進してまいりました。新年度は、いよいよ養老サービスエリア・スマートインターチェンジの供用開始が予定されており、東海環状自動車道の西回り区間につきましても、一日も早い整備が望まれる中、工事が進められております。本町では、これらの状況も見据えつつ、企業誘致を推進し、町土地開発公社が主体となって離山周辺工場用地開発事業に取り組んでまいります。

あわせて、町内に工場の新設等をされた企業に対して交付いたします工場等設置奨励金につきましても、引き続き取り組んでまいります。

その他、勤労者や離職者への支援なども継続してまいります。

4-2. 「商業」では、身近なところで生活に必要な物品が購入できるよう、既存事業者の支援や魅力的な業種の起業支援を行ってまいります。

引き続き、商業振興を図るため、商工会事業への支援を行ってまいりますとともに、住宅リフォームの助成につきましても実施してまいります。

4-3. 「観光」では、地域が潤うよう、地域住民の参画を得ながら観光資源を最大限活用し、交流を拡大してまいります。

そのため、引き続き観光協会への支援を行ってまいりますとともに、特産品の開発、PR及び町外イベント出展への助成などにも取り組んでまいります。

また、ハイキングコースや休憩所などの観光施設の整備も、引き続き進めてまいりますとともに、観光基本計画の推進に向けた事業にも取り組んでまいります。

4-4. 「農業」では、安定的で持続可能な農業経営が行えるよう、農地の効率的な活用に向けた取り組みを進めてまいります。

集落営農組織が導入する高性能農業機械の経費を補助する高性能農業機械導入事業、農地の集積・集約化に向けた機構集積協力金交付事業を実施してまいりますとともに、新規就農者への支援も継続して行ってまいります。

あわせて、有害鳥獣被害対策事業も実施してまいりますとともに、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業、環境保全型農業直接支払事業などにつきましても継続して進めてまいります。

また、圃場整備事業につきましては、引き続き経営体育成基盤整備事業といたしまして栗原地区の整備を進めてまいりますとともに、平尾地区の整備についても検討を進めてまいります。

さらに、北部幹線農道整備事業も実施してまいりますとともに、新年度におきましては、農業振興地域整備計画の見直しにも取り組んでまいります。

4-5. 「林業」では、豊かな森林の多面的機能が果たされるよう、適正な森林保全や管理を行ってまいります。

林道明神線開設工事を進め、森林居住環境整備事業に取り組んでまいりますとともに、団地間伐や作業道等の開設への支援など一般造林事業も行ってまいります。

あわせて、林業振興事業といたしましては、林道維持補修工事を進めてまいりますとともに、新たに林道橋梁点検も実施し、安全な林道整備に努めてまいります。

なお、新庁舎建設事業の中では、町産材の活用も進めてまいります。

第5のテーマは、「福祉・健康」であります。

「すべての住民が笑顔になれるやさしさにあふれるまち」を目指してまいります。

5-1. 「子育て」では、安心して妊娠・出産ができ、子供の個性を大切にしながら、親が喜びに満ちて子育てができるよう、妊娠前から子育てまでを包括的・継続的に支援できる体制を整えてまいります。

さらに、幼稚園・保育園の機能を最大限に発揮しながら、その両方の役割を果たせるよう、幼保一元化を推進してまいりますとともに、幼少期のころから子育てや家族の大切さを学べるよう、次代を育みやすい環境づくりを目指してまいります。子育て環境の充実は、第6次総合計画に掲げる目標人口を達成するために特に重要な分野の一つであり、少子・高齢化、核家族化、晩婚化などにより子供や保護者を取り巻く環境が多様化する中で、これらに対応した保育や幼児教育、さらには相談体制の充実など、安心して子供を産み育てることができるような取り組みを進めていく必要があります。新年度におきましては、念願でありました「垂井こども園」がいよいよ開園となり、保育・幼児教育・子育て支援を一体的に行ってまいります。これとあわせてその他の保育園施設につきましても、幼稚園施設としても利用し、3歳児からの

幼稚園児の受け入れを行うなど、着実に保育・幼児教育の体制づくりを進めてまいります。

あわせて、子育て支援センター事業につきましては、現在の表佐子育て支援センターは、本年度末をもって閉じさせていただきますが、新年度からは新たに垂井こども園内で開設し、事業のさらなる充実を図ってまいります。

また、留守家庭児童教室につきましては、引き続き事業の充実に向けてまいりますとともに、児童発達支援事業といたしまして、いずみの園の開設も継続してまいります。

その他、病後児保育、延長保育、子育てサポート、一時保育、児童手当の支給などの各種事業を継続してまいりますとともに、妊娠を望む夫婦への支援、妊婦健康診査費の助成、乳幼児健康診査などにつきましても、引き続き実施してまいります。

さらに、新年度では、第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けての取り組みも進めてまいります。

5-2. 「高齢福祉」では、全ての高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防等を通じた地域づくりを進めるとともに、介護が必要となっても住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりに取り組んでまいります。そのため、老人クラブ活動への支援を行ってまいりますとともに、ふれあい長寿フェアの開催や長寿者褒賞事業など、長寿をお祝いする事業なども展開してまいります。

また、介護予防・生活支援事業やひとり暮らし老人等緊急通報システム事業につきましても、引き続き進めてまいります。

次に、介護保険といたしましては、新年度は介護保険料の改定年度に当たりますが、制度の適正な運営を進め、介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などの各種の取り組みを進めるとともに、地域包括支援センターの運営充実を努めるなど、介護保険事業の充実に向けた取り組みを進めてまいります。

5-3. 「障がい福祉」では、障がいがある人が自立して暮らすことができるよう、相談支援体制の強化や福祉サービスの充実など、地域ぐるみで支え合うまちづくりに向けた取り組みを進めてまいります。

本町では、既に指定管理者制度によりけやきの家事業を展開しているところではありますが、新年度の垂井こども園の開園に伴い、現在の垂井西保育園が空き施設となるため、この園舎にけやきの家を移転し、また事業形態につきましても、現行の地域活動支援センター事業から生活介護事業・就労継続支援B型事業へ移行するため、必要な改築工事等を行ってまいります。

また、障害福祉サービス等給付事業、地域生活支援事業、自立支援医療等事業、障害児通所給付費等給付事業、障害者福祉手当支給事業なども引き続き実施してまいります。

5-4. 「健康・医療」では、誰もが生涯にわたって心身ともに健康で暮らせるよう、住民が実践する健康づくりを支援し、健康寿命を延ばすための取り組みを進めてまいります。

新年度におきましても、保健センターにおいて健康相談・健康教室、栄養教室などの事業を展開し、健康づくりを推進してまいりますとともに、予防接種や各種がん検診など、疾病予防

対策に向けた取り組みにつきましても進めてまいります。

また、乳幼児等の医療費の自己負担額を助成する福祉医療費助成事業につきましても、引き続き実施してまいりますとともに、休日在宅当番・救急医療情報提供事業を郡医師会に委託するなど、休日等でも安心して診療が受けられる体制も維持し、継続してまいります。

さらに、新たに健康づくり推進地区モデル事業を進めてまいりますとともに、心の健康づくりといたしまして、町自殺対策計画の策定などにも取り組んでまいります。

次に、国民健康保険につきましても、国民健康保険制度改革により新年度からは県が主体となって国民健康保険財政を担うことになるため、予算の構成内容が大きく変わってまいります。保健事業などについては、引き続き特定健康診査や特定保健指導の実施など、効果的な保健事業の推進に努めてまいります。

あわせて、後期高齢者医療につきましても、ぎふ・すこやか健診やぎふ・さわやか口腔健診の実施など、同様の取り組みを進めてまいります。

第6のテーマは、「教育・文化」であります。

「ふるさとへの誇りと愛着をもった人材（人財）を育てるまち」を目指してまいります。

6-1. 教育に関しては、新年度に向けて、現在策定中の第2次教育大綱及び第2次教育ビジョンとも合わせて具体的な施策を進めてまいります。

学校教育では、生きる力が育まれるよう、知・徳・体の調和を大切にした園・学校づくりを進めてまいります。

まず外国語教育といたしましては、新年度から小学校3年生以上で外国語活動や授業が実施され、小学校1・2年生も外国語に親しむ活動が不可欠となります。そのため、新年度では、これまでの中学校英語指導助手や小学校英語講師に加えて、新たに小学校英語指導助手を配置し、さらなる英語教育の充実を図ってまいります。

あわせて、異文化への理解を深め、語学力と国際感覚を養うことを目的とした中学校カナダ・カルガリー市派遣事業についても継続してまいります。

また、円滑な幼稚園教育を展開するための幼児教育指導員、外国人児童・生徒への指導を行うための日本語適応講師、教育相談的側面から学校経営や学級経営への支援を行うスクールアドバイザー、特別支援教育などの充実を図るための特別支援教育指導員や個別教育支援講師、学級を編制する上で小学校4年生時に2学級から1学級に統合された小学校への小学校教育支援講師につきましても、引き続き配置してまいりますとともに、適応指導教室につきましても、開設し、指導員を配置してまいります。

その他、特色ある学校づくり事業を支援してまいりますとともに、土曜日授業の実施や学校備品の充実にも努めてまいります。

また、安心・安全でおいしい学校給食を提供していくため、引き続き学校給食センターの施設設備等の改善につきましても実施してまいります。

6-2. 「青少年育成」では、青少年が健全に成長できるよう、家庭と地域が青少年育成に

かわり、見守り合うことができる体制を整備してまいります。

新年度におきましても、地域子ども教室推進事業により、地域でのスポーツや文化活動を通して心豊かでたくましい子供を育むための取り組みを進めてまいりますとともに、青少年活動支援事業により、町子ども会育成連絡協議会の活動などへの支援も行ってまいります。

また、小・中学校の児童・生徒を対象とした青少年芸術鑑賞会につきましても、引き続き実施してまいります。

6-3. 「生涯学習」では、生涯を通じて健康で活力のある暮らしができるよう、福祉・健康分野の取り組みとも連携を図りながら、民間事業者では担えない分野の生涯学習環境の充実を図ってまいります。

生涯学習推進事業といたしましては、本年度実施しました生涯学習活動アンケートに基づき見直しを行い、新たな講座の展開を図ってまいります。

また、文化会館においては、本年度、文化講演会の見直しを行いましたが、新年度におきましても、この方向性を継続し、事業の充実に向けて取り組んでまいりますとともに、その他、町展や町音楽祭等の開催についても継続してまいります。

あわせて、タルイピアセンターにおいては、引き続き図書館資料の収集などに取り組んでまいりますとともに、それぞれの生涯学習施設の改修にも努めてまいります。

次に、生涯スポーツといたしましては、第3次生涯スポーツ振興計画に基づき、町体育協会への支援などスポーツ団体の育成支援事業を進めてまいりますとともに、体育推進員等研修事業についても、引き続き実施してまいります。

また、ふれあいウォーキング大会やスポーツ・レクリエーション祭などの各種スポーツ大会を開催し、住民の方々の健康づくりや仲間づくりに努めてまいります。

6-4. 「文化」では、後世に地域の文化が守り伝えられるよう、歴史資源の適正な保存と有効活用を図るとともに、文化に親しむことができる環境づくりを進めてまいります。

新年度におきましては、美濃国府跡整備事業といたしまして公有地化に向けた用地測量及び物件調査を実施してまいりますとともに、垂井曳軸攀鱗閣胴幕修理事業、重要文化財真禅院保存修理事業など、文化財の保存に向けた取り組みも進めてまいります。

あわせて、歴史文化等継承事業といたしまして、文献資料等の収集や企画展の開催などに取り組んでまいります。

また、垂井曳軸保存会、表佐太鼓踊り保存会、南宮大社神事芸能保存会など、郷土芸能保存団体等への支援につきましても、引き続き行ってまいります。

第7のテーマは、「行財政運営」であります。

「総合計画を実行・実現できるまち」を目指してまいります。

7-1. 「行政運営」では、多様化・複雑化する住民ニーズに対応し、時代に即した効率的な行政運営が図れるよう、行政と人材のマネジメントを行ってまいります。

新年度は、第6次総合計画の計画期間の初年度に当たります。この総合計画を確実に実行す

るためには、人口減少に対応した行政運営に転換し、限られた資源や人材で効率的な行政運営を行う必要があります。

また、施策を柔軟に展開するための組織の確立や人材育成の強化にも努めるとともに、共通した課題の解決に向け、関係自治体とも連携を図るなど、広域的な視点に立った取り組みも必要になってくるものと考えております。

また、新年度では、昭和41年以降、約50年ぶりの大型事業といたしまして、債務負担行為を設定して新庁舎建設事業を進めてまいります。工事期間中は、周辺並びに文化会館の利用を含め何かと御不便をおかけすることもあるかと思いますが、さらなる行政運営の向上に努めてまいりますので、何とぞ御理解賜るようお願いを申し上げます。

あわせて、新庁舎建設事業とともに新庁舎情報ネットワークの構築を進め、安心・安全なシステム稼働環境の整備に努めてまいります。

その他、戸籍システム及び住基ネットワークシステムの充実や、社会保障・税番号制度による個人番号カードの交付推進にも取り組んでまいります。

さらに、新年度におきましては、特定個人情報の取り扱いについて職員の管理体制や情報漏えいを防止するための仕組みを構築するため、特定個人情報点検計画作成事業も進めてまいりますとともに、職員研修の実施を通じて職員の育成に努めてまいります。

7-2. 「財政運営」では、持続可能な健全財政を維持できるよう、事務事業の見直しや選択に向けた取り組みを進めるとともに、行財政改革の視点に立った財源の確保を図ってまいります。

人口減少などにより歳入を支える環境は厳しく、一方で、社会保障費などの経費は増加し、さらに公共施設の老朽化対策なども加え、財政運営は厳しさを増していくことが予想されます。本町が自律可能な町であるためには、財政の健全運営は欠かせません。そのため、新年度におきましても、地方公会計制度に基づく財務書類の整備を進め、資産や債務を適正に把握するなど、効率的な財政運営に努めてまいります。

また、本年度は、垂井こども園建設事業を初め複数の大型事業を実施し、さらに新年度からは新庁舎建設事業を予定しており、その後も公共施設の老朽化対策などの大型事業の実施が見込まれます。持続可能な健全財政の維持に向けて、公共施設等総合管理事業として公共施設アクションプランの策定を進めるなど、今後の公共施設のあり方に関する検証、見直しにも努めてまいります。

あわせて、基金、町債及び公債費の適正な管理も含めて計画的な財政運営に努めてまいります。

その他、公平・公正な課税業務と滞納整理など、収納向上に向けた徴収業務に取り組むとともに、ふるさと納税の推進など、自主財源の確保にも努めてまいります。

最後に、7-3. 「タウンプロモーション」では、移住・定住や観光振興、企業誘致などが図れるよう、町内外に対し、さまざまな媒体を活用して町の魅力を積極的に発信、提供してま

います。

人口減少社会に突入する中で第6次総合計画に掲げる目標人口を達成するためには、人や事業者を呼び込み、地域の活性化を図る必要があります。取り組み初年度となります新年度は、町の情報を広く発信、紹介することで多くの方々に垂井町の魅力を知っていただくため、タウンプロモーション誌の作成・発行を行ってまいりますとともに、ホームページの戦略的活用事業にも取り組んでまいります。

また、先進地への視察などを通じて移住・定住に関する理解を深め、タウンプロモーションに関する手法等を検証してまいります。

以上が平成30年度の予算の概要及び重点的に取り組む施策であります。

政府が2014年に掲げた地方創生5カ年計画も終盤になり、全国的に進む人口減少、超高齢社会にいかに早く対応し、オリジナルな施策を掲げて挑戦していくかがこれからのまちづくりに求められていると思います。この実現のためには、第6次総合計画のテーマ別戦略に基づく組織別行動計画にしっかりと取り組んでいかなければなりません。広い視野での確かな洞察力や情報収集、そしてそれらを生かす力を持ち、誰もが安心して生活し、活力あるまちづくりができるよう邁進する所存であります。

垂井町がより力強い町になっていくには、そこに住む人一人一人と、そしてさらには、その人の生活を身近に支える地域とがともに強くなっていくことが必要であります。

第6次総合計画にうたった「地域共創」、ともにつくるの思いはここにあります。この強さとは、鋼のような強い強さだけではなく、優しさをさらに深めることでできる、みんなで支え合うというしなやかな強さでもあります。そのために私たちが常に意識しなければならないのは、総合計画の施策大綱中、第1番目に掲げました住民の皆様との「協働」であります。先ほども申し述べたとおり、新庁舎は防災活動の拠点となるべき機能を有しており、庁舎設計の基本方針の一つに「町民の安全を守る庁舎」と掲げておりますが、協働の視点から、「町民が集える庁舎」という設計方針も掲げております。新庁舎は、これまでの庁舎のように申請や手続をするために訪れる、単なる用事を済ませるといった役割だけでなく、談話や学生さんの学習スペースにも使用していただくことが可能なフリースペースや、町民の皆様と職員の双方の利用を可能とする会議室や「地域協働室」、集会やマルシェなどのイベント利用もできる「垂井ホール」や、垂井ホールと連携した利用や休憩にも御利用いただける「垂井テラス」などを有しており、町民の皆様にとって新庁舎を利用していただくことが、住民主体の協働のまちづくりってどういうことなのと今まで疑問に感じておられた方々に対して、垂井町が目指すまちづくりを知っていただく第一歩になるのではないかと考えております。そして、完成する新庁舎は、設計方針の3つ目の「全ての人に優しい庁舎」、4つ目の「町民が誇り愛される庁舎」を実現するものだと確信をしております。

冒頭で申し上げましたとおり、平成30年度は第6次総合計画の計画期間の初年度に当たります。ことしのえとを考えてみますと、いぬ年で、暦に用いられます十干と組み合わせると「戊

戊」となります。「戊」は、一度減びてしまう様子をあらわし、「戌」は、草木などが絶頂期を迎えることを指していることから、「戌戌」は、一度減びた後でも草木などが生えて絶頂期へと向かい、成長していくことを意味していると言われております。

くしくも、平成という時代は来年が最後の年となり、新元号による新たな時代が始まるというときに、新庁舎の完成を迎え、第5次総合計画によるさまざまな事業を終えて、第6次総合計画によるまちづくりを新たにスタートさせることとなります。いぬ年にふさわしく、多くの枝葉を茂らせて、より多くの実を实らすことができるよう、全力で各種事業を展開してまいり所存でございます。

最後に、町民の皆様並びに議員各位のさらなる御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。新年度の町政に臨む私の施政方針とさせていただきます。

なお、議第19号から第28号までの平成30年度予算の細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議案のうち、平成30年度予算の関係から、私のほうからは、議第19号 平成30年度垂井町一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

あわせてお配りをしてございます垂井町予算資料並びに主要事業概要につきましても、あわせてお目通しをお願いしたいと思います。

まず表紙を開いていただきまして、1ページでございます。

平成30年度垂井町一般会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

まず第1条は、歳入歳出予算についてでございますが、第1項では、総額をそれぞれ98億4,000万円とするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表の歳入歳出予算によることとしております。主にこちらの方で御説明を申し上げたいと存じますので、よろしく願いいたします。

まず歳出でございますが、5ページをお開き願いたいと思います。あわせまして、予算資料の4ページにつきましてもお願いしたいと思います。

款1 議会費、項1 議会費でございます。9,663万7,000円の予算といたすものでございまして、主に議会の運営経費でございますが、前年度比で177万1,000円の減額となっておりますが、こちらは主に職員の人件費の減額によるものでございます。よろしく願いいたします。

次に、款2の総務費、項1の総務管理費でございます。前年度比15億6,087万1,000円、165.8%の大幅な増額となっております。25億248万2,000円を計上いたしました。特にこの総

務管理費につきましては、計上しております範囲が広がるございまして、特別職の報酬を初め、総務、企画調整、会計課職員等の人件費、それから一般事務職の臨時職員賃金もこの総務管理費で管理をしております。そのほか、庁舎、あるいは普通財産に関します維持管理費、また電算管理に要する経費を計上しております。そしてまた、総合計画の推進、まちづくり関連、加えて各種統計調査、防災及び交通安全関連といった数々の事業経費を計上させていただいております。30年度の主なものといたしましては、新庁舎建設関連といたしまして、新庁舎建設工事に17億5,000万円、また新庁舎移動文書収納計画策定業務委託料に590万円を計上いたしました。また、新庁舎情報ネットワーク構築に係ります経費といたしまして3,894万5,000円を、そして現庁舎の敷地活用に向けたものといたしましては、基本構想策定に係る経費といたしまして636万2,000円を計上しております。なお、新庁舎の建設工事につきましては、31年度にかけての工事を予定しておりますことから、新庁舎建設工事を初めといたします関連工事、委託料について債務負担の設定をお願いするものでございまして、この点につきましては、後ほど第2条のところでも触れさせていただきたいと思っております。そのほか、公共施設の長寿命化や再配置方針を定めるための公共施設アクションプラン策定業務に390万円を、町への移住・定住施策といたしまして、タウンプロモーション誌作成に200万円をお願いいたしましたところでございます。

次に、項2の徴税費に入りますが、1億1,587万7,000円を見込んだところでございます。前年度比で1,483万7,000円、11.4%の減額となっております。主な減の要因といたしましては、30年度の固定資産評価がえに向けた航空写真撮影に係ります業務が完了したことによるものでございます。また、主な新年度の予算といたしましては、固定資産課税台帳整備業務といたしまして1,141万8,000円を計上いたしております。なお、こちらは庁舎同様、債務負担の設定をお願いするものでございます。

次に、項3の戸籍住民基本台帳費でございます。住民基本台帳、戸籍等の管理及び諸証明発行に要する経費でございますが、5,834万3,000円を計上いたしております。前年度比で1,928万2,000円、49.4%の増額となっております。これは主に個人番号カード発行に係りますシステムの改修費用でございまして、1,281万8,000円を計上いたし、そしてまた通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金といたしまして前年度比276万7,000円増額の553万1,000円を計上したことによる増額となったところでございます。

次に、項4の選挙費でございます。442万9,000円、選挙管理委員会経費とあわせまして30年度は、県議会議員選挙費及び土地改良区総代選挙費を計上してございます。前年度比で416万3,000円、1,565%の増額と相なりました。

次に、項5の統計調査費でございます。前年度比51万1,000円の増額となっております。主に工業統計調査、住宅・土地統計調査などに係ります経費に133万4,000円を計上いたしております。

次に、項6の監査委員費でございます。54万7,000円の計上でございます。

以上、款2の総務費の合計でございますが、前年度比15億6,994万8,000円、141%の増額、26億8,301万2,000円となったところでございます。歳出全体の構成比の割合でございますが、27.3%となっております。

次に、款3の民生費、項1の社会福祉費でございます。対前年度比では7,103万4,000円、3.9%の増額でございます。18億7,540万7,000円を計上いたしました。増額の主な要因でございますが、地域活動支援センター「けやきの家」の旧垂井西保育園への移転改築費用で5,751万9,000円を計上いたしましたほか、介護保険特別会計繰出金で1,197万4,000円の増額となったことによるものでございます。

次に、項2の児童福祉費でございます。こちらにつきましては、保育園、こども園の管理、児童手当、留守家庭児童教室に要する経費でございます。12億9,978万5,000円の予算計上と相なりました。前年度比で申しますと36.4%の減、7億4,282万6,000円と大幅な減額となったところでございます。減額の主な理由でございますが、29年度に実施をいたしました垂井こども園の建設事業、あわせて岩手保育園の園舎耐震補強事業の完了に伴うものでございます。

次に、項3の災害救助費でございます。5,000円を計上いたしておりますが、前年度と同額でございます。

以上、款3の民生費の合計でございますが、前年度比6億7,179万2,000円、17.5%減の31億7,519万7,000円と相成りました。全体に占める構成の割合で申しますと、29年度と比較いたしまして、9.8%減の32.3%の構成割合となったところでございます。

次に、款4の衛生費、項1の保健衛生費でございます。こちらは公害対策を初め、斎場の管理、保健センターの事業に要する経費をお願いいたしておりますが、前年度比で1,036万円、3.1%の増、3億4,834万3,000円を計上いたしました。増額の主な要因となりましたのは、斎場火炉の維持補修工事費用といたしまして2,550万円を計上したことによるものでございます。

次に、項2の清掃費でございます。廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンター及びエコパーク施設の維持管理に要する経費でございます。前年度比で485万9,000円、1.1%の増額、4億4,914万7,000円を計上いたしました。29年度に計上いたしましたじんかい収集車購入費用分が今年度減額となった一方、クリーンセンター焼却灰の処理業務委託料でございますが、新たな予算計上によります若干の増額となっております。なお、センター延命化の工事請負費関連では、29年度とほぼ同額の金額を計上したところでございます。

以上、款4の衛生費の合計でございますが、前年度比1,521万9,000円、1.9%の増額でございます。7億9,749万円となったところでございます。

次に、款5の労働費、項1の労働諸費でございます。前年度比181万8,000円、15.3%の減額、1,008万6,000円と相なっております。こちらは主に29年度実施をいたしました勤労青少年ホームの浄化槽設備修繕完了に伴い、減額となったところでございます。

続きまして、款6の農林水産業費、予算書につきましては6ページに入りますが、よろしくお願いいたします。項1の農業費でございます。農業振興に要する経費でございますが3億

4,131万円、前年度比で申しますと11%、3,393万8,000円の増額と相なっております。昨年度、栗原地区の圃場整備事業に対します補助金として計上いたしました4,360万円が、今年度は前年度比3,770万円減の590万円と大きく減額となりました一方で、北部幹線農道整備事業として新たに計上いたしました4,800万円が増額となった次第でございます。

次に、項2の林業費でございます。林業の振興に要する経費でございますが6,812万7,000円、前年度比529万3,000円の増額でございます。引き続き、林道明神線の開設、舗装工事関連に5,426万円をお願いいたしました次第でございます。よろしくお願いいたします。

以上、款6の農林水産業費の合計でございますが、対前年度比3,923万1,000円、10.6%の増で4億943万7,000円となったところでございます。

次に、款7の商工費でございます。商業、工業、観光等に要する経費でございます。1億4,910万3,000円を計上いたしました。前年度比で申しますと4,300万2,000円、40.5%の増となったところでございます。増額の主な要因でございますが、栗原地域での新たな工場立地に伴いまして、工場等設置奨励金で4,527万8,000円、対前年度比4,222万9,000円の増額となったことによるものでございます。このほか、今年度も引き続きましてプレミアム商品券の発行関連に900万円を計上するほか、住宅リフォーム促進事業に1,200万円をお願いしておりますところでございます。

続きまして、款8の土木費、項1の土木管理費でございます。こちらは主に建設課の管理・工務係の職員人件費、それから道路台帳更新などに要します管理的経費でございますが7,820万7,000円、前年度比で1,839万1,000円、30.7%の増額でございます。主に平成30年度より本格的に着手いたします地籍調査業務関連として計上いたしました1,662万6,000円により増額となったところでございます。

次に、項2の道路橋りょう費でございます。前年度比7,078万7,000円、23.3%の減額でございます。道路橋梁の維持改良に要します経費でございますが、2億3,337万円でございます。減額となりました要因でございますが、橋りょう維持費でございますが、道路新設改良費では、宮代121号線の道路改良工事、表佐1-3号線舗装改良工事ほかで、合計で1億7,557万8,000円を計上いたしました。よろしくお願いいたします。

次に、項3の河川費でございます。河川の維持管理及び整備に要する経費でございますが2,464万7,000円、寺川の河川整備ほか河川整備工事で1,100万円を計上いたしまして、前年度比で1,561万1,000円、172.8%の増となっております。

次に、項4の都市計画費でございます。こちらにつきましては、朝倉の運動公園並びに児童公園、駅周辺施設の管理に要する経費でございますが5億2,060万1,000円、前年度比で2,847万4,000円の減となったところでございます。こちらは、主に29年度に引き続きまして駅舎の自由通路橋の改修経費といたしまして前年度比で1,400万8,000円の増、4,600万8,000円となった一方で、公共下水道事業特別会計への繰出金が前年度比4,352万5,000円の減額と相なり、3億8,178万5,000円と大きく減額となったところでございます。

次に、項5の住宅費でございます。町営住宅の維持管理に要する経費でございます。2,923万3,000円、前年度比で224万1,000円の増額となったところでございます。主な予算計上といたしましては、29年度に引き続きまして永長住宅の屋根防水工事、比女住宅の解体工事に合わせて525万円を計上したところでございます。

以上、款8土木費の合計でございますが、前年度比6,301万8,000円、6.6%の減、8億8,605万8,000円、占める構成割合では1.4%減の9%となったところでございます。

続きまして、款9の消防費でございます。4億1,898万9,000円、前年度比で676万5,000円、1.6%の増となっております。主な予算計上といたしましては、29年度に引き続きまして市之尾地内の防火水槽設置工事、岩手分団の小型動力ポンプ等の購入費用、このほか、新たに東分団車庫の土地購入費といたしまして730万円を計上させていただいたところでございます。また、不破消防組合に対します分担金でございますが、前年度比で99万3,000円減額の3億4,643万3,000円の計上をお願いしたところでございます。

続きまして、款10の教育費、項1の教育総務費でございますが、1億82万5,000円を計上いたしております。前年度比718万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、教育委員の報酬、あるいは学校教育課職員等、人件費に係ります経費が主なものでございます。29年度に宮代と表佐小の2校分としておりました教育支援講師につきまして、表佐1校分となったことなどによりまして減となったところでございます。

続きまして、項2の小学校費でございます。1億7,118万8,000円の計上でございます。前年度比5,662万7,000円、24.9%の減額でございます。こちらにつきましても、宮代小学校の駐車場用地の土地開発基金からの買い戻し、それから府中小体育館の耐震工事等が29年度で完了したことなどにより大幅な減額となったものでございます。また、一方で、新たに小学校の英語講師、英語指導助手を配置するものとしたしましてかかります経費に476万9,000円を計上させていただいております。

次に、項3の中学校費でございます7,626万3,000円、前年度と比較いたしまして137万5,000円の減となっております。こちらも不破中の普通教室におけます暖房機の取りかえ修繕工事が29年度で完了したことに伴いまして、減額と相なっておるところでございます。

続きまして、項4の幼稚園費でございますが、前年度比で612万3,000円、6.4%減額の8,964万4,000円を計上させていただきました。主なものは、職員の人件費、管理諸経費による減額でございます。

次に、項5の社会教育費でございますが、前年度比1億6,665万4,000円、45.5%減額の1億9,967万9,000円でございます。主な減額の理由といたしましては、29年度で完了いたしました文化会館の空調設備の改修工事、そしてまたタリピアセンターの学習室の空調改修及び屋上防水工事等によるものでございます。文化財保護費につきましては、重要文化財でございます朝倉真禅院の保存修理事業に継続して1,060万3,000円の計上、また新たに美濃国府跡の公有地化に向けた調査事業といたしまして800万円を、それぞれ計上させていただいております。

ございます。

次に、項6の保健体育費でございますが1億3,400万6,000円、前年度比7万円の増額でございます。主なものといたしましては、給食センターにおけます食缶搬送用のコンベア撤去工事などの施設整備費といたしまして770万円を計上させていただいております。

以上、款10教育費の合計でございますが、前年度比2億3,789万5,000円、23.6%減の7億7,160万5,000円と相なったところでございます。占める構成割合で申しますと、3.2%減の7.8%と相なっております。

続きまして、予算書の7ページでございますが、款11災害復旧費でございます。項1農林水産施設災害復旧費1万1,000円、項2公共土木施設災害復旧費1万2,000円、項3文教施設災害復旧費1万円、項4その他公共施設災害復旧費1万5,000円、こちらはいずれも前年度と同額でございますので、よろしく願いいたします。

次に、款12の公債費でございます。4億1,233万4,000円を計上させていただいております。前年度比で212万9,000円、0.5%の微増と相なっております。こちらは、これまでの借入れによります元金及び利子償還額は減少が続いておるところでございますが、新たに借入れの予定となる平成29年度借入分で見込んでおります利子の増額により、若干の増と見込んだところでございます。

続きまして、款13諸支出金、項1普通財産取得費でございます。こちら前年度と同額の4,000円をお願いいたしております。

次に、款14予備費でございます。3,000万円を計上いたしておりますが、こちら前年度と同額でございます。よろしく願いいたします。

以上、歳出の総額、対前年度比で7億円、7.7%増額の98億4,000万円を計上いたしたところでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、2ページにお戻りをお願いしたいと思います。

歳入の説明に入らせていただきます。

予算資料につきましては、3ページでございます。

まず款1の町税、項1の町民税でございます。対前年度比2,130万4,000円、1.4%の増、15億1,976万2,000円を計上いたしました。内訳は、個人町民税で前年度比391万3,000円、0.3%増の12億6,763万2,000円、また法人町民税では、前年度比1,739万1,000円、7.4%増の2億5,213万円となったところでございます。特に法人町民税につきましては、新たな企業の参入などによりまして法人数がふえたことなどから増額を見込んだものでございます。

次に、項2の固定資産税でございます。前年度比134万3,000円、0.1%増の18億9,137万8,000円を計上いたしました。土地と家屋につきましては、前年度予算を下回るものと見込む一方で、償却資産につきましては、一部の法人の設備拡張などに伴いまして若干の増額を見込んだところでございます。内訳といたしましては、まず土地でございますけれども、対前年度比で254万8,000円、0.4%減の6億8,604万2,000円、家屋につきましては、前年度比で331万

4,000円、0.5%減の7億3,038万8,000円、償却資産につきましては、前年度比731万3,000円、1.6%増額の4億5,942万4,000円としたところでございます。

次に、項3の軽自動車税でございます。対前年度比44万4,000円、0.6%増の7,473万2,000円、前年度と比較いたしましてほぼ横ばいの状態でございます。

続きまして、項4の町たばこ税でございます。前年度比1,358万1,000円、8.3%減の1億5,047万7,000円を計上いたしております。健康志向の向上、あるいは加熱式のたばこの普及などによりまして減額を見込んだところでございます。

次に、款2の地方譲与税から款10の交通安全対策特別交付金までは国・県の予算の範囲内で、もしくは一定の基準に基づいて交付額が算定されますことから、主に示された伸び率などを参考に試算をいたしております。それぞれ予算計上しておりますので、よろしく願いいたします。

まず款2の地方譲与税、項1の地方揮発油譲与税でございますが、こちらは前年度比300万円、10.3%減の2,600万円を計上しております。

それから、項2の自動車重量譲与税は、前年度比100万円、1.6%減の6,100万円を計上いたしました。

次に、款3の利子割交付金でございます。前年度比50万円、11.1%減の400万円の計上でございます。

また、款4配当割交付金につきましては、前年度比100万円、7.7%減の1,200万円の計上でございます。

款5の株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度比230万円、33.3%減の460万円の計上でございます。

款6の地方消費税交付金につきましては、前年度比200万円、0.4%増の4億6,000万円の計上でございます。

款7自動車取得税交付金でございます。前年度比500万円、25%増額の2,500万円の計上でございます。

続きまして、予算書の3ページに少しまたがりませんが、款8の地方特例交付金でございます。こちらにつきましては、前年度比300万円、15.8%増額の2,200万円の計上でございます。住宅借入金等特別税額控除に係ります住民税の減収分を補填するための交付金でございます。

続きまして、款9の地方交付税でございます。前年度比2,000万円、1.6%減の12億6,000万円の計上でございます。こちらは御案内のとおり、地方公共団体間の財政調整及び地方公共団体の標準的水準を維持するための財源保障として配分されるものでございまして、基準財政需要額と基準財政収入額との差により算出されるものでございます。今回の算定に当たりましては、法人税割や地方消費税交付金の増収などによりまして基準財政収入額の若干の増を見込んでおりまして、加えて国が示します地方財政計画においても減額が見込まれていることなどを考慮いたしまして予算額を減額とさせていただいております。

続きまして、款10の交通安全対策特別交付金でございます。前年度比で33万円、11%減の267万円の計上でございます。

続きまして、款11の分担金及び負担金、項2の負担金でございます。前年度比198万6,000円、1.2%減の1億5,754万8,000円の計上でございます。予算の減額となりました主な要因といたしましては、目2の民生費負担金、節2の老人福祉費負担金におきまして、西濃清風園の入所者に係ります老人保護措置費負担金と前年度予算で計上しておりました緊急通報センター装置設置費負担金が減額になったことによりまして、減額の計上と相なったところでございます。

続きまして、款12の使用料及び手数料でございます。項1の使用料でございます。前年度比252万7,000円、2.3%の減額、1億974万円を計上いたしておるところでございます。減額となりました主な要因といたしましては、目2の民生使用料に係ります留守家庭児童教室保育料、また目3の衛生使用料に係ります斎場施設使用料などの減額により減となったところでございます。

次に、項2の手数料でございます。前年度比315万2,000円、3%減の1億135万2,000円を計上いたしました。予算減となりました主な要因でございますが、目3で計上しております衛生手数料に係ります一般廃棄物処理手数料と粗大ごみ可燃性残渣処理手数料の減などが要因でございます。

続きまして、款13の国庫支出金、項1国庫負担金でございます。前年度比1,065万6,000円、1.9%増の5億6,163万9,000円でございます。予算増となりました要因といたしましては、目2で計上しております民生費国庫負担金の障害者医療費負担金において増となっておりますところでございます。

次に、項2の国庫補助金でございます。前年度比1,190万6,000円、10.7%増の1億2,340万2,000円の計上でございます。特に、目に計上しております7土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金が減となった一方で、都市再生整備事業交付金で増となっておりますところでございます。

続きまして、項3の委託金でございます。前年度比30万1,000円、7.3%の減で、380万9,000円の計上でございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金でございます。前年度比1,466万9,000円、4.9%増の3億1,308万9,000円の計上でございます。主な要因でございますが、目7の土木費県負担金の地籍調査事業費負担金で増額と相なっております。

続きまして、項2の県補助金でございます。前年度比2,054万8,000円、7.3%増の3億75万8,000円の計上でございます。予算増となりました要因でございますが、目2の民生費県補助金の地域密着型サービス等補助金の増額によるものでございます。

次に、項3の委託金でございます。前年度比105万8,000円、2.2%増の4,924万6,000円の計上でございます。目1の総務費委託金関連で県議会議員選挙委託金で増額となったところでございます。

続きまして、予算書4ページにまたがりませんが、款15の財産収入、項1の財産運用収入でございます。前年度比3万5,000円、1.1%減の319万2,000円の計上でございます。減となりましたのは、基金利子の減によるものでございます。

また、項2の財産売払収入でございますが、前年度比597万7,000円、74.9%減の200万2,000円の計上でございます。予算減となりましたのは、不動産売払収入の減額によるものでございます。

次に、款16の寄附金でございます。前年度比4,715万5,000円、58.3%減の3,376万7,000円の計上でございます。主に目1で計上しております一般寄附金のふるさと納税につきまして、昨今、最近の傾向を反映いたしまして減額を見込んだため、予算減となったものでございます。

次に、款17繰入金、項1の特別会計繰入金でございますが、こちらは2,000円の計上でございます。後期高齢者医療及び介護保険特別会計、それぞれの繰入金を見込んだものでございます。

続きまして、項2の基金繰入金でございます。前年度比4億9,997万4,000円、116.2%増の9億3,006万円の計上をお願いしたところでございます。財政調整基金繰入金につきましては、前年度比3,000万円減の3億5,000万円を、減債基金繰入金につきましては、前年度と同額の5,000万円の繰り入れを予定したところでございます。また、新庁舎建設事業に充てるため、新年度におきましては庁舎建設基金繰入金といたしまして5億3,000万円の計上をお願いしたところでございます。

次に、款18の繰越金でございますが、こちらは前年度と同額の2億円の計上でございます。

次に、款19諸収入、項1延滞金、加算金及び過料でございますが、こちらも前年度と同額の200万円の計上でございます。

また、項2の町預金利子につきましても前年度と同額の1,000円といたしまして、あわせまして項3の貸付金元利収入につきましても、前年度と同額の25万円の計上でございます。こちらにつきましては、住宅新築資金等貸付金滞納繰越分を見込ませていただいたものでございます。

次に、項5の雑入でございますが、前年度比194万2,000円、3.6%増の5,552万4,000円の計上でございます。予算増等となりました主な要因でございますが、目6で計上の雑入、節3委託金の土地改良区総代選挙委託金によるものでございます。

歳入予算の最後でございますが、款20の町債でございます。前年度比2億900万円、17.9%増の13億7,900万円といたしました。内訳といたしましては、総務債では、地方交付税で100%裏打ち予定の臨時財政対策債で4億4,000万円の計上でございます。新庁舎建設事業に充てるため、7億9,400万円を計上いたしました。また、民生債でございますが、けやきの家移転改築事業といたしまして4,500万円、土木債では駅自由通路橋改修事業、地方道路整備事業、そしてまた新戸海橋耐震補強事業といたしまして、合わせて1億円を、それぞれ計上させていただいたところでございます。

以上、歳出並びに歳入とも合計といたしまして98億4,000万円、前年度比7億円、7.7%の増ということで、歳入歳出で均衡を図った次第でございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

以上が予算書第1表に係ります説明でございましたが、10ページ以降、事項別明細書がずうとついておりますが、後ほどお目通しをお願ひしたいと存じます。

それでは、お手数をおかけいたしますが、議案書の1ページにお戻りをお願ひしたいと思います。

第2条でございますが、地方自治法第214条の規定によります債務を負担することができる事項、あるいは期間及び限度額を8ページの第2表で定めております。

8ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず新庁舎建設工事、新庁舎建設工事監理業務、新庁舎電話設備工事及び新庁舎警備設備工事に関する事項、そしてまた新庁舎に関連いたしまして、防災行政無線移設工事及び防災行政無線移設工事監理業務に関する事項、最後に固定資産課税台帳整備業務に関する事項、それぞれでございます。それぞれ期間、限度額につきましては、いずれもごらんの第2表のとおりでございます。後ほどお目通しをお願ひしたいと存じます。

次に、再度1ページにお戻りをお願ひしたいと思ひますが、第3条の地方債でございます。こちらにつきましては、9ページの第3表でございますが、先ほども歳入のところで御説明を申し上げたとおりでございますが、30年度も財源の確保といった観点から、1番の臨時財政対策債を初め、合計で13億7,900万円の借り入れを予定いたしてございまして、表の中にございませ起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、それぞれ第3表に掲げてございます。後ほどあわせてお目通しをお願ひしたいと存じます。

続きまして、1ページの第4条でございますが、一時借入金についてでございます。借り入れの最高額を5億円と定めるものであります。何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、第5条につきましては、歳出予算の流用に関するものでございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合といたしまして、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係ります予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができるということで、これを定めておるものでございます。よろしくお願ひいたします。

そのほか、予算書の後ろのほうのページでございますけれども、給与費明細書ということで135ページから138ページにわたりまして明細を添付し、調整をさせていただいております。あわせて、債務負担行為に関する調書につきましては139ページに、それぞれ添付をさせていただいております。

また、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、最終のページになりますけれども、140ページにそれぞれ添付をさせていただいておりますので、こちらも後ほどお目通しをお願ひしたいと存じます。

以上で、議第19号 平成30年度垂井町一般会計予算の補足説明とさせていただきます。何と

ぞ十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

休憩前に引き続き補足説明を求めます。

住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、住民課が所管いたします2つの特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第20号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

青色の表紙でございます。1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億円と定めるものでございます。

国民健康保険法の改正によりまして、平成30年度より県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保におきまして中心的な役割を担うことになり、町は、資格管理、保険給付、税率の決定、賦課徴収等の事務を行うこととなります。具体的には、保険給付費の医療諸費、高額療養費、移送費に係ります費用につきましては、県より交付金として交付されます。

一方、新たに事業費交付金制度が創設され、県下42市町村の医療給付費、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金等の支出により納付金が算定され、県に納付することとなります。平成29年度まで行っておりましたこれらの事務は、県が行うこととなります。

さらには、高額療養費共同事業、保険財政共同安定化事業につきましては、廃止となりますことから予算計上はなくなり、前年度比較6億7,000万円の減額となりました。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出予算、4ページをお願いします。あわせて、予算資料は5ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費3,054万3,000円でございます。前年度比較289万4,000円の増額でございます。事務に従事する職員の人件費や資格管理、給付事務など、事業運営に係る経費を計上しております。

次に、項2徴税費209万1,000円でございます。前年度比較13万9,000円の減額でございます。国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上しております。

次に、項3運営協議会費5万1,000円でございます。前年度と同額を計上しております。国民健康保険の運営につきまして審議していただく協議会の開催に係る経費でございます。

続きまして、款2保険給付費、項1療養諸費18億4,326万6,000円でございます。前年度比較7,773万8,000円の減額でございます。医療費における保険者負担分等でございます。被保険者数の減少によります影響を想定しながら、実績の数値も参考に算出しております。

次に、項2高額療養費2億5,230万1,000円でございます。前年度比較4,330万円の減額でござ

ございます。療養諸費と同様、実績の数値を参考に算出しております。

次に、項3移送費2,000円でございます。前年と同額の予算を計上し、科目設定をさせていただきます。

次に、項4出産育児諸費630万4,000円でございます。前年度比較210万1,000円の減額でございます。出産育児一時金を支給する費用でございます。実績数値を踏まえて減額とした予算額を計上しております。

次に、項5葬祭諸費275万円でございます。前年度比較50万円の増額でございます。葬祭費を支給する費用でございます。実績数値を踏まえて増額とした予算額を計上しております。

続きまして、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分5億1,200万円でございます。これは国民健康保険制度改革により新たに創設されたものでありまして、医療給付費分納付金として県に支払うものでございます。

次に、項2後期高齢者支援金等分1億6,300万円でございます。医療給付費分と同様、国保制度改革により新たに創設されたものでありまして、後期高齢者支援金等納付金として県に支払うものでございます。

次に、項3介護納付金分4,800万円でございます。医療給付費分と同様、国保制度改革により新たに創設されたものでありまして、介護納付金分納付金として県に支払うものでございます。

続きまして、款4保健事業費、項1保健事業費198万3,000円でございます。前年度比較6万5,000円の減額でございます。被保険者の健康増進等の事業、医療費通知等に係ります経費でございます。

次に、項2特定健康診査等事業費1,758万7,000円でございます。前年度比較26万円の減額でございます。これは特定健康診査及び特定保健指導に要する経費でございます。実績を踏まえて減額とした予算額を計上しております。

続きまして、款5基金積立金、項1基金積立金9万1,000円でございます。前年度比較8万6,000円の減額でございます。基金の利子分を計上したものでございます。

続きまして、款6公債費、項1公債費12万8,000円でございます。一時借入金に係ります利子分を前年度と同額で予算計上させていただきました。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金130万1,000円でございます。前年度比較5万円の減額でございます。これは国民健康保険税の還付金でございます。

続きまして、款8予備費、項1予備費1,860万2,000円でございます。前年度比較266万6,000円の増額でございます。収支の均衡を図るために予算計上させていただいております。

続きまして、予算書20ページをお願いしたいと思います。

20ページ、中ほどでございます。款後期高齢者支援金等、項後期高齢者支援金等、それから続きまして款前期高齢者納付金等、項前期高齢者納付金等、続きまして、款老人保健拠出金、項老人保健拠出金、続きまして款介護納付金、項介護納付金でございます。

続きまして、款共同事業拠出金、項共同事業拠出金でございます。こちらにつきましては、制度改革により県が事務を行うこととなったこと、それから共同事業拠出金につきましては、国保の制度改革によりまして制度がなくなりましたので予算計上をしておりませんので、よろしく願いいたします。

以上、歳出合計が29億円で、前年度比較6億7,000万円の減額とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

予算書の2ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税6億257万円でございます。前年度比較2,633万円の減額でございます。被保険者数の減少傾向にあることや、低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充により減少する傾向と考えているところでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料22万円でございます。国民健康保険税に係ります督促手数料で、前年度と同額を計上させていただきました。

続きまして、款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金1,000円でございます。前年度比較5,168万7,000円の減額でございます。退職被保険者等の医療費に充てるために、被用者保険の保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付した拠出金から交付されるものであります。30年度より県が事務を行うこととなりましたので、県に交付されることにより、過年度分のみの受け入れのための科目設定を行うものでございます。

続きまして、款6県支出金、項1県補助金21億781万6,000円でございます。前年度比較19億5,457万3,000円の増額でございます。国庫負担金減額措置対策費補助金は、福祉医療に係ります国費減額分の補助でございます。普通交付金としましては、国保制度改革により県から交付されます、支出の款2保険給付費、項1療養諸費、項2高額療養費、項3移送費の合計額に相当する額となります。特別交付金につきましては特定健康診査等負担金でございまして、29年度までは特定健診に係ります負担金を国庫支出金と県支出金でそれぞれ3分の1ずつの額を計上していたものですが、本制度改革によりまして県が事務を行い、国からの交付金分と合わせ3分の2を交付するものでございます。

続きまして、款8財産収入、項1財産運用収入9万1,000円でございます。前年度比較8万6,000円の減額でございます。これは国民健康保険基金の利子分を計上しております。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金1億7,795万2,000円でございます。前年度比較26万5,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金で、法定分といたしまして国民健康保険税の軽減分を補填する保険基盤安定の繰入金、職員給与費等の経費に係ります繰入金、出産育児一時金に係ります町負担分の繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金の分でございます。また、法定外分といたしまして、福祉医療等によります医療費の波及増相当額についてのその他一般会計の繰入金がございます。

次に、項2基金繰入金1,000円でございます。前年度比較1億2,999万9,000円の減額でございます。これは歳出予算の執行に伴い、財源不足の際の対応のため、基金取り崩しの科目設定

とするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金905万1,000円でございます。前年度比較756万2,000円の減額でございます。繰越金により収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料4,000円、項2町預金利子1,000円。項3雑入につきましては229万3,000円、第三者行為の求償額を計上しております。

以上、歳入の合計29億円でございます。

1ページにお戻りください。

第2条の一時借入金でございますが、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

次に、23ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しのほどよろしくお願いたします。

以上、議第20号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議第27号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

紫色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億4,200万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出予算、3ページをお願いします。あわせまして、予算資料は9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費716万9,000円でございます。前年度比較148万9,000円の減額でございます。事務に従事する職員の人件費、被保険者証の更新等に係る経費を計上しております。

次に、項2徴収費77万6,000円でございます。前年度比較19万1,000円の減額でございます。保険料の徴収に係ります経費を計上しております。

続きまして、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金3億2,219万6,000円でございます。前年度比較1,185万8,000円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございまして、保険料等負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります保健事業費負担金でございます。

続きまして、款3保健事業費、項1健康保持増進事業費1,055万4,000円でございます。前年度比較10万6,000円の減額でございます。後期高齢者の健康診査、すこやか健診やさわやか口腔健診に係ります費用でございます。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金22万円でございます。保険料の還付金でございます。前年度と同額の予算を計上させていただきました。

次に、項2繰出金1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款5予備費、項1予備費108万4,000円でございます。前年度と比較しまして7万2,000円の減額でございます。収支の均衡を図るために予算計上させていただいております。

以上、歳出の合計3億4,200万円で、前年度比較1,000万円の増額とするものでございます。
続きまして、歳入でございます。

2ページをお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料2億4,950万円でございます。前年度比較990万円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料を予算計上しております。

続きまして、款2 使用料及び手数料、項1 手数料5万1,000円でございます。保険料に係ります督促手数料で、前年度と同額を予算計上させていただきました。

続きまして、款3 後期高齢者医療広域連合支出金、項1 委託金1,028万8,000円でございます。前年度比較16万2,000円の減額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。すこやか健診に係ります保健事業費委託金と保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。

続きまして、款4 繰入金、項1 一般会計繰入金7,992万円でございます。前年度比較82万円の減額でございます。一般会計から繰り入れるものでございまして、職員給与費等の経費に係る事務費繰入金、保険料の軽減分で保険基盤安定制度としての保険基盤安定繰入金、保健事業に係ります町負担分の保健事業費繰入金でございます。

続きまして、款5 繰越金、項1 繰越金108万4,000円でございます。前年度比較7万2,000円の減額でございます。前年度の繰越金でございます。

続きまして、款6 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料1,000円、項2 預金利子1,000円、項3 雑入1,000円、それぞれ科目設定をお願いするものでございます。

続きまして、款7 国庫支出金、項1 国庫補助金115万4,000円でございます。歳出におきまして保険料軽減特例見直しに係りますシステム改修を計上したものの補助金でございます。10分の10補助でございます。

以上、歳入の合計3億4,200万円でございます。

次に、予算書の12ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いします。

以上が議第27号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 私のほうからは、上下水道課が所管いたします3つの特別会計と企業会計について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第21号 平成30年度垂井町簡易水道特別会計予算について説明させていただきます。

ピンク色の表紙でございます。1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,350万円と定めるものでございます。

簡易水道事業につきましては、引き続き、安心・安全な水道水の供給に努めるべく予算を計上したところでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。また、予算資料は6ページ上段の部分でございます。あわせてごらんください。

款1総務費、項1総務管理費は2,217万3,000円、前年比372万6,000円の増でございます。人件費、事務的経費のほか、配水管など施設の更新費用を確保する観点から基金積立金を計上させていただきました。

款2事業費、項1事業費は2,754万3,000円、前年比33万6,000円の増でございます。主なものとしたしましては、北部簡易水道浄水場の原水pH計更新工事、栗原簡易水道水源地のろ水機ろ材入れかえ工事などのほか、北部と栗原、2つの簡易水道施設に係ります浄水処理及び維持管理に要する経費を計上しております。

次に、款4予備費、項1予備費ですが、378万3,000円を計上しております。

次に、款5災害復旧費、項1水道施設災害復旧費は1,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2ページをごらんください。

款1分担金及び負担金、項1負担金で426万1,000円、前年比100万円の減でございます。新規の給水に伴う加入金、分水工事負担金などを見込み計上いたしました。

款2使用料及び手数料、項1使用料4,510万5,000円、前年比738万円の増で計上しております。これは前年の使用実績に基づきまして、4月に施行されます新料金単価により算出した水道使用料を見込んでおります。

次に、項2手数料は2万2,000円、督促手数料などを見込んでおります。

続きまして、款3財産収入、項1財産運用収入は1万円、基金の利子収入を見込んでおります。

次に、款5繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金410万円を計上しております。

次に、款6諸収入、項1町預金利子及び項2の雑入ですが、それぞれ1,000円を計上いたしました。

以上、歳入歳出それぞれ5,350万円といたすもので、前年比410万円の増でございます。

なお、12ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第21号 平成30年度垂井町簡易水道特別会計予算でございます。

続きまして、議第22号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

水色の表紙でございます。1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページでございます。また、予算資料につきましては、6ページの下段側になります。よろしく申し上げます。

款1 公共下水道費、項1 公共下水道費は8億5,049万1,000円、前年比4,714万円の増でございます。平成30年度の公共下水道整備につきましては、主に前年度施行いたしました下水管布設工事箇所舗装復旧工事と府中地区の管渠詳細設計に必要な地質調査を実施する予定でございます。また、浄化センターにおきましては、29年度より日本下水道事業団に工事委託をしております汚泥棟増設工事を引き続き行い、平成31年4月の供用開始を目指すものでございます。そのほか、浄化センターに係ります汚水処理及び維持管理に要する経費などを計上しております。なお、下水管渠の布設工事につきましては、浄化センターの増設工事によりまして単年度事業費が増加いたしますことから、30年度の実施は見送らせていただいたところでございます。

次に、款3 公債費、項1 公債費は3億8,854万2,000円、前年比378万9,000円の増でございます。平成29年度までの借り入れに対します元利償還金でございます。

次に、款4 予備費、項1 予備費は96万7,000円を見込んでおります。

続きまして、歳入でございます。

2ページをごらんください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金で3,793万3,000円、前年比2,490万5,000円の増でございます。平成29年度に面整備を行いました東地区、垂井地区などの下水道事業受益者負担金を計上しております。

次に、款2 使用料及び手数料、項1 使用料は2億255万7,000円、前年比499万円の増で、約3,770世帯分の下水道使用料を見込んでおります。

続きまして、項2 手数料は22万円、公認業者登録手数料及び督促手数料でございます。

次に、款3 国庫支出金、項1 国庫補助金は1億5,230万3,000円、前年比6,609万7,000円の減でございます。平成30年度の公共下水道事業に係ります補助対象分の国からの補助金、約50%を受け入れるものでございます。

款4 県支出金、項1 県補助金は、前年同額の1,000円を計上しております。

次に、款6 繰入金、項1 他会計繰入金は3億8,178万5,000円で、前年比4,352万5,000円の減でございます。一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

次に、款7 繰越金、項1 繰越金は、前年度繰越金1,600万円を見込んでおります。

続きまして、款8 諸収入、項1 預金利子につきましては1,000円を計上し、項2 雑入につきましては500万円で、消費税還付金等を見込んでおります。

次に、款9 町債、項1 町債は4億4,420万円、前年比1億3,470万円の増で、下水道事業債を見込んでおります。こちらにつきましては、公共下水道の整備に係ります起債対象事業費の95%相当につきまして起債を起こすものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ12億4,000万円といたすもので、前年比5,100万円の増でございます。それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

第2条でございますが、地方債について定めております。こちらにつきましては、4ページの第2表で地方債発行について掲げさせていただいております。

起債の目的は、公共下水道事業、限度額4億4,420万円、起債の方法は、証書借り入れ及び証券発行、利率は5%以内、償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとするものでございます。

再度1ページに戻っていただきまして、第3条では一時借入金について、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、借り入れの最高額を6億2,000万円と定めるものでございます。

また、14ページ以降に給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書をそれぞれ添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第22号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計予算でございます。

続きまして、議第23号 平成30年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

オレンジ色の表紙でございます。1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,000万円と定めるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、梅谷と伊吹にございます2つの農業集落排水処理施設に係ります汚水処理の経費及び維持管理に要する経費を計上しております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページでございます。また、予算資料につきましては7ページの上段側でございますので、それぞれごらんください。

款1総務費、項1総務管理費は74万1,000円、前年比69万9,000円の増でございます。事務的経費及び消費税を計上しております。

款2管理費、項1維持管理費につきましては2,093万6,000円、前年比189万1,000円の減でございます。北部第一と伊吹、2つの処理施設に係ります汚水処理に要する経費と維持管理経費をそれぞれ計上しております。

款4公債費、項1公債費は746万6,000円、前年同額でございます。伊吹農業集落排水処理施設の建設時に借り入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

款5予備費、項1予備費は85万7,000円を計上しております。

続きまして、2ページの歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金は、前年と同額の3,000円でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料は1,072万円、前年比21万6,000円の減で、農業集落排水事業の処理世帯、158世帯分の使用料を見込んでおります。

項2手数料は1,000円で、督促手数料でございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入は1,000円を見込んでおります。

款4繰入金、項1他会計繰入金は1,797万3,000円で、前年比78万4,000円の減でございます。一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

款5繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金130万円を見込んでおります。

款6諸収入、項1預金利子及び項2の雑入は、それぞれ1,000円を計上いたしました。

以上、歳入歳出それぞれ3,000万円といたすもので、前年比100万円の減でございます。

なお、10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第23号 平成30年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

続きまして、水道事業会計のほうですが、議第28号 平成30年度垂井町水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

黄色い表紙でございます。1ページをごらんください。

第2条でございます。業務の予定量を明記させていただいております。

給水件数8,924件、年間総配水量は340万5,000立方メートル、1日平均配水量は9,330立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業といたしまして、初めに施設改良事業では、配水管の布設がえ工事のほか、相川左岸側でございます7号取水井戸改修工事などを計上しております。また、第6次変更事業及び相川左岸地域施設改良事業では、震災など不測の事態に備えたバックアップ対策の強化といたしまして、水道の基幹施設でございます第1水源地、第2水源地にそれぞれ非常用自家発電設備の設置工事などを計上しております。

第3条で収益的収入及び支出の予定額を定めております。

まず収入予定額でございますが、第1款水道事業収益といたしましては4億3,589万5,000円、前年比2,512万4,000円の増でございます。内訳といたしましては、第1項営業収益が3億8,483万3,000円、前年比4,860万3,000円の増で、前年の使用実績に基づき、新料金単価により算出した水道使用料などを見込んでおります。また、第2項営業外収益でございますが5,106万2,000円、前年比2,347万9,000円の減でございます。長期前受金戻入、消費税還付金などを見込んでおります。

次に、支出予定額でございますが、第1款水道事業費用といたしまして5億3,002万7,000円、前年比1億2,846万5,000円の増でございます。内訳としましては、第1項営業費用では4億8,093万7,000円で、前年比1億2,677万8,000円の増でございます。こちらにつきましては、人件費を含む維持管理費用のほか、相川左岸地域施設改良事業により更新されました新しい施設からの供給が開始されましたことから、第1水源地内の配水池など旧施設の撤去工事等を計上しております。次に、第2項営業外費用といたしましては企業債償還利息などで4,592万7,000円、前年比215万円の増でございます。第3項特別損失としまして1,000円を計上いたしました。次に、第4項予備費は316万2,000円を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的収入といたしましては2億558万9,000円、前年比3億5,900万円の減でございます。内訳としましては、第1項加入金では、新規給水加入金として498万9,000円、第2項工事負担金では、公道分工事負担金として600万円、第3項他会計負担金では、消火栓新設工事負担金などで260万円、第4項企業債は1億9,200万円を計上させていただきました。

次に、2ページへ移っていただきまして、支出予定額でございますが、第1款資本的支出といたしまして4億697万3,000円、前年比3億9,046万5,000円の減でございます。内訳といたしましては、第1項建設改良費では、第6次変更事業といたしまして第2水源地の非常用自家発電設備工事、相川左岸地域施設改良事業といたしまして第1水源地の非常用自家発電設備工事と相川左岸低区送配水管布設工事、また県道の歩道整備工事に伴います配水管布設がえ工事や老朽管の更新工事、相川左岸7号取水井戸改修工事などで3億3,807万9,000円、第2項企業債償還金で6,889万3,000円、第4項返還金で1,000円を計上させていただきました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億138万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億138万4,000円で補填するものでございます。

次に、第5条で企業債について定めております。

起債の目的は、第6次変更事業及び相川左岸地域施設改良事業、限度額は1億9,200万円、起債の方法は、証書借入れ及び証券発行、利率5%以内、償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとするものでございます。

次に、第6条で一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費を3,036万6,000円と定めるものでございます。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を1,363万9,000円と定めるものでございます。

なお、14ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書などを添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、上下水道課の所管に係ります特別会計等の予算につきましての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、健康福祉課所管に係ります議第24号、25号、26号の平成30年度特別会計予算3件の補足説明をさせていただきます。

最初に、議第24号 平成30年度不破郡介護認定審査会特別会計予算ですが、こちらの緑色の表紙のものでございます。

では、1ページをごらん願います。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,150万円と定めるもので、前年度と比較しまして100万円の減額です。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、まずは3ページをごらん願います。あわせまして、予算資料は7ページの下段ですので、参考にごらん願いたいと存じます。

それでは、初めに款1 認定審査費、項1 認定審査費1,136万4,000円ですが、前年度と比較いたしまして105万5,000円の減額です。こちらは認定審査委員報酬及び職員の人件費などを計上しておりますが、今回の減額は、職員の人件費によるものでございます。

次に、款2 予備費、項1 予備費ですが、13万6,000円を計上しましたが、こちらは前年度と比較いたしまして5万5,000円の増額でございます。

以上が歳出です。

続きまして、歳入ですが、2ページをごらん願います。

初めに、款1 分担金及び負担金、項1 負担金の367万2,000円ですが、前年度と比較しまして39万円の減額です。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置し、運営を行っておりますので、ここで関ヶ原町の負担分を計上いたしました。なお、負担割合につきましては、支出見込み額に対しまして平等割分30%と人口割分70%と定めまして、65歳以上の方の人口比率により関ヶ原分を計上しております。

次に、款3 繰入金、項1 他会計繰入金の762万7,000円ですが、前年度と比較しまして80万9,000円の減額です。これは垂井町の負担分で、一般会計から繰り入れをお願いするものです。

次に、款4 繰越金、項1 繰越金の前年度繰越金ですが、20万円を計上いたしました。

次に、款5 諸収入、項1 町預金利子は1,000円を計上しました。

以上が歳入です。

なお、8ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第24号 平成30年度不破郡介護認定審査会特別会計予算です。

続きまして、議第25号 平成30年度垂井町介護保険特別会計予算ですが、こちらは濃いピンク色の表紙です。

では、1ページをごらん願います。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億3,100万円と定めるもので、前年度と比較しまして8,300万円、3.5%の増加です。

次に、第2条では一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めています。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきますが、歳出から説明をさせていただきますので、4ページをごらん願います。あわせまして、予算資料は8ページですので、参考にごらん願いたいと存じます。

初めに、款1 総務費、項1 総務管理費の2,940万1,000円ですが、前年度と比較しまして217万7,000円の増額です。こちらは介護保険特別会計を管理する諸経費で、職員の人件費及び事務費などですが、増額の理由は、担当者の人件費によるものでございます。

次に、項2 徴収費の48万1,000円ですが、前年度と比較しまして62万8,000円の減額です。こちらでは、納付書の印刷や郵送料を計上しております。

次に、項3 認定審査費の1,039万円ですが、前年度に比較しまして12万4,000円の増額です。こちらは、主治医意見書作成等手数料や介護事業所への介護認定調査委託料などを計上しています。

次に、款2 の保険給付費ですが、6つの項の合計が23億17万円と大きな金額となっていますが、前年度に比較しまして7,288万円の増額で、これは高齢化の進展による高齢者の増加及び介護認定者の増加に伴い、給付費が増加しているものと考えております。

初めに、項1 介護サービス等諸費の21億2,870万円ですが、前年度に比較しまして7,140万円の増額です。こちらは居宅介護サービス、施設介護サービスなどに係る給付費を計上しております。

次に、項2 介護予防サービス等諸費の2,492万円ですが、前年度と比較しまして633万円の減額です。こちらは要支援の方に対する介護予防給付費を計上していますが、平成29年度からの介護保険制度改正に伴い、要支援の方の介護予防、訪問介護サービスと通所介護サービスが地域支援事業に変更になり、現在、事業を移行中のため、事業が少し減額となったものでございます。

次に、項3 サービス給付費諸費の205万円ですが、前年度と比較しまして31万円の増額です。こちらは、国保連合会への審査支払手数料を計上しています。

次に、項4 高額介護サービス等費の5,090万円ですが、前年度に比較しまして1,250万円の増額です。こちらは同じ月に利用した介護サービス費が高額となった場合、上限額を超えた分を支給するものでございます。

次に、項5 特定入所者介護サービス等費の8,510万円ですが、前年度に比較しまして800万円の減額です。こちらは施設サービスを利用した場合、サービス費用の自己負担のほかに居住費、食費等が自己負担となるわけですが、所得及び資産が少ない方の施設利用が困難にならないよう、住居費や食費につきまして負担限度額を超えた分の給付を行うものです。

次に、項6 高額医療合算介護サービス等費の850万円ですが、前年度と比較しまして300万円の増額です。こちらは介護保険と医療保険の両方の利用負担が高額となった場合、年間の自己負担額を換算して限度額を超えた部分について給付をするものです。

次に、款3 財政安定化基金拠出金、項1 財政安定化基金拠出金の1,000円ですが、こちらは県への拠出金です。

次に、款4 地域支援事業費ですが、平成29年度から科目等の再編がなされたもので、3つの項の合計が4,913万5,000円ですが、前年度と比較しまして762万円の増額となっております。これは保険給付費の介護予防サービス事業が地域支援事業費に移行中でございますので、事業が増加しており増額となっております。

それでは、項1 一般介護予防事業費ですが、500万7,000円を計上し、前年度と比較しまして217万円の減額です。こちらは、介護が必要とならないよう介護予防を目的とした事業を行う経費です。

次に、項2 包括的支援事業・任意事業費の990万3,000円ですが、前年度と比較しまして389万円の増額となっています。こちらは、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント及び任意事業費などの経費を計上しております。

次に、項3 介護予防・生活支援サービス事業費3,422万5,000円ですが、前年度と比較しまして590万円の増額でございます。こちらは、要支援の方の介護予防訪問型サービスと通所型サービスと基本チェックリストに事業対象者の方のための介護予防ケアマネジメント委託料を計上しております。

次に、款5 基金積立金、項1 基金積立金の9,000円ですが、こちらは介護保険基金利子分です。

次に、款6 予備費、項1 予備費は3,086万1,000円を計上いたしました。

次に、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金は1,055万1,000円を計上いたしました。

次に、款7 諸支出金、項2 繰出金の1,000円ですが、こちらは過年度分の繰入金の精算をするため、一般会計に繰り出すための科目設定でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入ですが、2ページをごらん願います。

歳入につきましては、基本的に国、県、町、被保険者などにおける負担については、それぞれ割合が定まっておりますので、ルールに従い計上しております。

初めに、款1 保険料、項1 介護保険料の5億8,200万円ですが、前年度と比較しまして6,455万9,000円、12.5%の増加となっております。こちらは第1号被保険者の介護保険料で、来年度より改めさせていただきます介護保険料の金額から算定したもので、介護給付費総額と地域支援事業費の23%相当分です。

次に、款3 使用料及び手数料、項2 手数料の3万6,000円は、前年度と同額ですが、こちらは督促手数料を計上しております。

次に、款4 国庫支出金、項1 国庫負担金の4億692万5,000円ですが、前年度と比較しまして1,132万1,000円の増額です。こちらは介護給付費国庫負担金で、国の負担割合としまして居宅介護給付費の20%と施設給付費の15%相当分を国が負担するものです。

次に、項2 国庫補助金の8,262万9,000円ですが、前年度と比較しまして425万8,000円の増額です。こちらは、調整交付金の介護給付費総額の3%相当分と地域支援事業に係る事業費の介護予防分が20%と包括的支援任意事業分が39%相当分を計上しております。

次に、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金の6億3,164万1,000円ですが、前年度と比較しまして194万2,000円の減額です。こちらは第2被保険者の保険料に当たる部分で、介護給付費総額と地域支援事業費の27%相当分を計上しております。

次に、款6 県支出金、項1 県負担金の3億4,063万2,000円ですが、前年度と比較しまして1,236万6,000円の増額です。こちらは介護給付費県負担金で、県の負担割合としまして居宅介護給付費の12.5%と施設給付費の17.5%相当分を計上しております。

次に、項2 財政安定化基金支出金の1,000円は、前年度と同額です。

次に、項3 県補助金の681万2,000円ですが、前年度と比較しまして120万円の増額です。こちらは、地域支援事業費の県交付金としまして介護予防分12.5%と包括支援任意事業分19.5%相当分を計上しております。

次に、項4 委託金の1,000円は、前年度と同額です。

続きまして、款7 財産収入、項1 財産運用収入の9,000円ですが、こちらは基金の利子を計上しています。

次に、款9 繰入金、項1 一般会計繰入金の3億3,137万9,000円ですが、前年度と比較しまして1,197万4,000円の増額となっております。こちらは一般会計からの繰入金で、介護給付費繰入金として介護給付費の12.5%相当分の町負担分2億8,752万2,000円を初め、事務費繰入金、地域支援事業分繰入金、低所得者保険料軽減分繰入金をそれぞれ計上しております。

次に、項2 基金繰入金は1,000円を計上いたしました。

次に、款10繰越金、項1 繰越金の前年度繰越金は4,267万5,000円を計上しております。

次に、款11諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料の2,000円と項2 の預金利子1,000円を、それぞれ計上しております。

次に、項3 雑入の625万5,000円ですが、前年度と比較しまして34万円の増額です。こちらは、介護予防サービス計画費に係る収入などです。

次に、款12町債、項1 財政安定化基金貸付金に1,000円を計上しております。

以上が歳入でございます。

なお、23ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議第25号 平成30年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

続きまして、議第26号 平成30年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算ですが、こちらは肌色の表紙のものでございます。

では、1ページをごらん願います。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万円と定めるもので、前年度と同額でございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに歳出ですが、3ページをごらん願います。あわせまして、予算資料は9ページ上段ですので、参考にごらん願います。

それでは、款1 認定審査費、項1 認定審査費の107万円ですが、前年度と同額で、こちらは認定審査委員の報酬と事務費を計上しております。

次に、歳入ですが、2ページをごらん願います。

初めに、款1 分担金及び負担金、項1 負担金の31万9,000円ですが、前年度と比較しまして4万8,000円の増額です。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置し、運営を行っておりますので、ここで関ヶ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、支出見

込み額に対しまして平等割分30%と人口割分70%と定めまして、支出見込み額に対しまして障害者手帳所持者の割合で関ヶ原町分を計上しております。

続きまして、款3の繰入金、項1他会計繰入金の70万9,000円ですが、前年度と比較しまして11万9,000円の増額です。こちらは垂井町の負担分で、一般会計から繰り入れをお願いするものです。

続きまして、款4繰越金、項1繰越金の4万2,000円ですが、こちらは前年度の繰越金です。以上が歳入でございます。

なお、8ページに給与費明細書をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第26号 平成30年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算の説明でございます。

以上、健康福祉課所管に係ります議第24号、25号、26号の平成30年度特別会計予算3件に係ります補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 一般会計のほうでお尋ねいたします。細かいことは多分予算審査委員会にかかわると思いますので、大きなことをお尋ねいたします。

実は新庁舎建設に関する事業ということで、先ほどは17億5,000万円ということを出ておりましたが、実際には31年度にわたり、町報等によると31年度中と、完成といたしますか、供用開始になっているわけですので、お尋ねしたいのは、これまでにこの庁舎に関してかかった事業費、またこの31年度にわたって、すなわち総事業費は一体どれほどになるのかを再度確認したいと思うのです。

それともう一つは、今後、先ほどもお話がありました老朽化建物のいろいろ補修とか、いろいろあると思うんですが、離山工業団地、また行く行く近い将来にクリーンセンター等、大きな事業もあるわけですけれども、健全化比率は大丈夫だろうとは思っておるわけですが、大きなところの見通しとして、ほかの事業を圧迫しないか、また支障を来さないかというようなことをここで再度確認させていただきます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 富田議員の新庁舎に係る費用については一体どのくらいになるんだということでございます。

まず、お手元の19号の新年度予算の8ページに債務負担の表がございます。もちろん、歳出側のページのところでも総務費の関係で今年度の工事の費用等も計上しておるわけですが、まず歳出側のところでは、予算審査の中でも、またもちろん御説明申し上げる予定でござい

ございますが、ざっとで、まだ項別に御説明を申し上げただけなものですから、42ページにもございますように、15の工事請負費関係で今年度にかかります建設工事費、それから維持補修等々、ほかの科目等、公衆街路灯につきましては企画の関係も入ってございますが、まずここで新庁舎にかかります本年度の30年度分の工事請負費が上がっております。加えまして、第2表には債務負担で31年度に7億5,000万円と、そして監理経費につきましては、今年度と来年度にかかります。30年度と31年度にかかります経費でございますが3,100万円、電話関係に900万円、警備関係の設備工事で900万円といったような、これは冒頭、補足の中でも御説明申し上げました。かかります総事業費の中で、あと庁舎関連で申しますと、備品の購入の関係でございますが、これについては今年度の当初の中には入ってございません。

したがって、これら防災関係も足し込んだ事業費云々ということになりましたら、第2表の全て、固定資産に係る部分を除いた部分がここで上がってくるということになりますので、総事業費の捉え方は、どこまで入れるんだということをおっしゃいますと、備品云々ということになりますと、まだ本年度の当初予算には計上しておりませんので、御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の2つ目の質問、今後の事業の影響ということでございますけれども、冒頭の施政方針の中でも申し上げましたけれども、アクションプラン等をこれからつくっていく中で、トータルの事業費等をどう割り振っていくのか、あるいは将来的にこの財政負担を少しでも軽減していく。いろんな資金の投入の方法等も考えていきたいというふうに考えておりますので、今のところ、起債制限団体、そういったほうに陥るというシミュレーションはしておりませんが、今後、やはり起債等を起こしていく中でしばらく厳しい状況が続くというふうには思いますけれども、何とかこの辺、バランスのとれた事業運営をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第19号 平成30年度垂井町一般会計予算から議第28号 平成30年度垂井町水道事業会計予算は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置された予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員12名を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員12名の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後0時20分 休憩

午後0時21分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に山田利夫君、副委員長に広瀬隆博君が互選されましたので、報告しておきます。

しばらく休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時22分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

日程第3 議第1号 専決処分の承認について

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第1号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

去る平成29年11月13日午前11時ごろ、垂井町大滝字東谷841番12、林道東谷線上において、相手方自動車が道路端の陥没箇所を走行し、破損した事故について、平成30年2月6日、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、産業課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、議第1号 専決処分の承認について補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生状況から御説明をさせていただきます。

平成29年11月13日午前11時ごろ、垂井町大滝字東谷841番12地先の林道東谷線上において、相手方の乗用車が不破の滝へ向かう途中、舗装の陥没箇所が落ち葉で隠れており、この陥没箇所に気づかずに通過する際、右側前後のタイヤを損傷する事故が発生しました。相手方の損害は、タイヤ2本の交換で3万9,096円でございます。

過失割合と損害賠償額については、事故発生現場の諸条件を考慮しつつ、相手方と示談に係る協議を重ね、当方が5割、相手方が5割の負担とすることで合意に至り、損害賠償額を1万9,548円とし、平成30年2月6日に示談が成立し、損害賠償金及び保険金申請の手続を速やかに進めるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をさせていただきましたので、御承認を求めますのでございます。

事故の原因といたしましては、アスファルト舗装の経年劣化により表層の剥離が発生し、拡大したものと考えられます。

事故再発防止のため、各山林管理組合へ林道のパトロールの協力依頼を行い、通行者へ注意を促す看板を設置し、事故発生防止に努めてまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第4 議第2号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議第3号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

議第4号 垂井町国民健康保険基金条例の一部改正について

議第5号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議第6号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 議第7号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議第13号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 議第14号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第15号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 議第16号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第17号 町道路線の認定について

○議長（角田 寛君） 日程第4、議第2号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから議第17号 町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第2号から議第17号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第2号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、これまで都道府県が所管していた指定居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移管されることから、その基準条例を定めるため、条例を制定するものであります。

議第3号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の一部を改正する法令の施行に伴い、所要の見直しを行うとともに、スポーツ推

進委員の報酬額の見直し及び町税徴収嘱託員の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第4号 垂井町国民健康保険基金条例の一部改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、岐阜県が国民健康保険事業の財政運営の主体となる制度改正が行われることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第5号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、岐阜県が財政運営の主体となることにあわせて国民健康保険税の算定方式を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議第6号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第7号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正と議第8号 垂井町国民健康保険条例の一部改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行います。

議第9号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法第129条の規定に基づく介護保険料について平成30年度から平成32年度までの間の介護保険料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議第10号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第11号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第12号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第13号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第14号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、比女町営住宅の入居者の退去により1戸を解体撤去することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第15号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第16号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第17号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により町道6路線を認定するものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、健康福祉課所管の議第2号、6号、9号、10号、11号、12号の6件について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第2号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

今回の制定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、これまで都道府県が行っていました指定居宅介護事業所の指定権限が平成30年度から市町村に移管されることから、当基準条例を定める必要が生じてまいりましたので、県が定めていた基準を踏まえまして、今回、条例の制定をお願いするものです。

本条例は、在宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、介護支援専門員であるケアマネジャーが在籍し、要介護認定の申請のお手伝いや、要支援や要介護認定者など利用者の居宅サービス計画、いわゆるケアプランを利用者や家族の立場になって作成のお手伝いをする事業所ですが、その事業所の指定の基準を定めるものです。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

初めに、目次ですが、本条例は、本則34条と附則2条で構成されており、6つの章立てとなっております。

それでは、本文に入りまして、第1章は総則で、第1条では趣旨を、第2条では定義を、第3条では基本方針を定め、第1項では、指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合

においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行わなければならないなど、4項目について定めております。

次に、第2章は指定居宅介護支援事業者の指定ですが、第4条で事業者の指定、または更新に関する基準として、申請する時点で指定企業に暴力団が参入するのを排除することとしています。

次に、第3章は人員に関する基準ですが、第5条で従業者の員数を定め、事業所ごとに常勤の介護支援専門員を置くこととし、第6条では管理者について定め、事業所ごとに常勤の管理者を置くこととしています。

次に、第4章は運営に関する基準ですが、第7条は内容及び手続の説明及び同意について定め、重要事項の説明や公正なケアマネジメントの確保、また医療と介護の連携の強化を図るなど、8項目について義務づけをしています。

次に、第8条は提供拒否の禁止について、第11条は要介護認定の申請に係る援助について、第15条は指定居宅介護支援の基本取扱方針について定め、第1項で、支援は要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮することとしています。

次に、第16条は指定居宅介護支援の具体的取扱方針について定め、居宅サービス計画の作成に関する業務や、利用者またはその家族に対する支援の提供方法や医療との連携促進など、30項目について支援の具体的取扱方針を定めています。

次に、13ページに飛びますけれども、第18条ですけれども、こちらでは利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について、第20条は管理者の責務について、第21条では運営規程について7項目を定め、第6号の苦情に対応するために講ずる措置に関する事項については、県の基準に準じて採用したものです。

次に、第22条は勤務体制の確保について、第25条は掲示について定め、第2項の重要事項は、ホームページに掲載するなど周知に努めなければならないことにつきましては、県の基準に準じて採用したものでございます。

次に、第26条は秘密保持について定め、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないとしています。

次に、第29条は苦情処理について7項目を定め、第30条では事故発生時の対応について、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに町や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとしています。

次に、第32条は記録の整備について定め、第2項の記録の保存期間については、国の基準が2年間であるのに対し、当条例では県の基準に準じて5年間と定めています。これは介護報酬の過払いの返還請求権が自治法により5年間とされていることから、県独自の基準として定められたため、今回、当町においても県の基準に準ずることといたしました。

次に、第5章は基準該当居宅介護支援に関する基準ですが、第33条で準用について定めています。

次に、第6章は雑則で、第34条で委任について定めています。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行させていただくものです。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行するというものです。

また、管理者に係る経過措置としまして、平成33年3月31日までの間は、介護支援専門員と管理者を兼務することができることとしております。

以上が議第2号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

続きまして、議第6号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の改正に伴う支給認定証の任意交付化についてと、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条項ずれが生じたので、それぞれ所要の改正をお願いするものです。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきますが、あらかじめお配りしてございます新旧対照表の8ページも参考にごらん願います。

初めに、第9条ですが、「、必要に応じて」と、「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」の文言を加えるものですが、今まで支給認定証は必ず交付しなくてはならなかったものを、今回の改正により保護者から交付の申請があった場合のみに交付する任意制とし、それ以外の場合は、認定証にかわって認定内容を通知する制度に改めるというものです。これは、支給認定保護者及び自治体の事務の負担軽減を図るために行われたものです。

次に、第16条第1項第2号は、「同条第9項」を「同条第11項」に改めるもので、法律の改正に伴い、条項ずれが生じたので、今回、改めるものです。

附則ですが、施行期日といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行させていただくものです。

以上が議第6号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議第9号 垂井町介護保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、介護保険法第129条の規定に基づき、現在進めています第7期垂井町介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者に係る介護保険料の改正をお願いするものです。

この介護保険事業計画は、町が行います介護保険事業について保険給付の円滑な実施に関する計画を3年ごとに定めることとなっており、また3年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないと示されています。

過去3年間の実績とか、要支援・要介護者の人数、また実施する事業やサービスの量、そして施設の基盤整備などを踏まえ、平成30年度より向こう3カ年、平成32年度までの保険給付費を推計いたしまして、今回、基準月額5,800円の保険料を算出いたしましたので、所要の改正をお願いするものです。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきますが、あらかじめお配りしてございます新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っておりますので、新旧対照表の12ページをごらん願います。

改正後の条例文を基本に説明させていただきます。

初めに、第2条ですが、こちらは保険料率について定めるものですが、第1項で対象の期間を平成30年度から平成32年度までの3年間に改めるものです。

次に、同項第1号は、所得区分の第1段階で、世帯全員が町民税非課税で生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方に対しての保険料で、基準額に負担率0.5を乗じた年額3万4,800円に改めるものです。

次に、同項第2号は、所得区分の第2段階で、世帯全員が町民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方で、基準額に負担率0.65を乗じた年額4万5,240円に改めるものです。

次に、同項第3号は、所得区分の第3段階で、世帯全員が町民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方で、基準額に負担率0.75を乗じた年額5万2,200円に改めるものです。

次に、同項第4号は、所得区分の第4段階で、本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方で、負担率0.9を乗じた年額6万2,640円に改めるものです。

次に、同項第5号は、所得区分の第5段階で、保険料の基準となる金額ですが、本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方で、負担率1.0の6万9,600円とするものです。

次に、同項第6号は、所得区分の第6段階ですが、本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の方で、負担率1.2を乗じた年額8万3,520円に改めるものですが、介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者の保険料段階の判定基準となる合計所得金額の定義について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることに改めるものです。

次に、同項第7号は、所得区分の第7段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上で上限を200万円未満の方に改め、負担率1.3を乗じた9万480円に改めるものです。

次に、同項第8号は、所得区分の第8段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が下限を200万円以上で上限を300万円未満の方に改め、負担率1.5を乗じた年額10万4,400円に改めるも

のです。

次に、同項第9号は、所得区分の第9段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が下限を300万円以上に改め、上限は350万円未満の方で、負担率1.55を乗じた年額10万7,880円に改めるものです。

次に、同項第10号は、所得区分の第10段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が350万円以上500万円未満の方で、負担率1.6を乗じた年額11万1,360円に改めるものです。

次に、同項第11号は、所得区分の第11段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が500万円以上750万円未満の方で、負担率1.7を乗じた年額11万8,320円に改めるものです。

次に、同項第12号は、所得区分の第12段階で、本人が町民税課税で合計所得金額が750万円以上の方で、負担率1.75を乗じた年額12万1,800円に改めるものです。

次に、同条第2項は、第1号被保険者のうち、所得の少ない第1段階に該当する方の減額賦課について定めるもので、対象期間を平成30年度から平成32年度の3年間に改め、各年度の保険料を前項の規定にかかわらず3万1,320円に軽減するものです。

改正条例に戻っていただきまして、最後の附則ですけれども、施行期日といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行させていただくものです。

また、経過措置としまして、本条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものとしています。

以上が議第9号 垂井町介護保険条例の一部改正についてです。

続きまして、議第10号、その後の11号、12号の3件につきましては、厚生労働省の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令によりまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、各サービスの基準について、それぞれ条例の改正をお願いするものです。

それでは、初めに議第10号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

本条例は、要介護の認定を受けた方が介護保険で受けられるサービスを実施する事業所の基準について定めたものですが、現在、本町におきましては本条例で定める事業所の運営が全て行われているわけではありませんが、法律に基づき、全ての事業所の基準について条例で定める必要があるため、同様に改正をするものです。

また、今回の改正は、主に各種事業所に係る基準を改めるものと、介護サービス事業所としての指定を受けていれば介護保険と障がい福祉のサービスの提供を行うことができる共生型地域密着型サービスについて新設する内容でございます。

なお、介護医療費に関する基準が創設されたことに伴い、施設の規定に介護医療費の文言を加えるものと条項ずれなどの字句、文言に係る説明は省かせていただきます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、あらかじめお配りしてございます新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の14ページをごらんいただきたいと思います。

じます。

初めに、目次ですけれども、共生型地域密着型サービスを新設するため、第3章の2の地域密着型通所介護において第5節、共生型地域密着型サービスに関する基準を新しく加えるもので、改正前の第5節、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第6節に繰り下げるものです。

次に、条文に入りまして、共生型地域密着型サービスの新設に伴い、第1条の趣旨では、共生型地域密着型サービスに係る所要の文言を加えるものです。

次に、第2条の定義ですが、第1項第6号で今回新設する共生型地域密着型サービスの定義について加えるものです。

次に、第5条第1号の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る訪問介護員等の資格について基準を見直すものです。

次に、第6条の定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る従事者の員数についてですが、第2項でオペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の経験年数について、従来の3年以上を1年以上に改めるもので、ただし、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上とするといったオペレーターの基準の見直しを行うものです。

次に、同条第5項の「、午後6時から午前8時までの間において、」を削り、これは夜間、早朝だけでなく、日中でも同一敷地内事業所の職員の兼務を認めるものです。

次に、同条第7項と第8項及び32条の3項におきましては、こちらも午後6時から午前8時までの間に係る文言を削りまして、夜間、早朝だけでなく、日中でも同一敷地内の事業所との連携が図られているときはオペレーターの集約を認めるというものでございます。

次に、第39条の地域との連携等ですが、第1項では、介護・医療連携推進会議の開催頻度について、年4回以上であったものを年2回以上に改める。

また、第4項では、正当な理由がある場合を除き、事業所と同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを行わなければならないことと義務づけるものです。

次に、第46条第1項の指定夜間対応型訪問介護に係る訪問介護員等の資格については、基準を見直すものです。

次に、第47条の夜間対応型訪問介護に係る訪問介護員等の員数ですが、第3項でオペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の経験年数について3年以上を1年以上に改めるもので、ただし、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上とするといったオペレーターの基準の見直しを行うものです。

次に、21ページ、最下段ですけれども、第5節として共生型地域密着型サービスに関する基準を新しく加えるもので、第59条の20の2では、共生型地域密着型通所介護の基準について、第59条の20の3では準用について、それぞれ定めています。

次に、25ページの第6節、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に

関する基準は、改正前の第5節から繰り下げるもので、第59条の25の利用定員では、利用者の数の上限を18人以下に改めるものです。

次に、27ページでございますが、第65条の認知症対応型通所介護事業所の利用定員ですが、同条第1項では、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、1施設当たり3人以下であったのを1ユニット当たり、ユニットの入居者数と合わせて合計12人以下と改めるものです。

次に、第82条の小規模多機能型居宅介護に係る従業者の員数等ですが、同条第1項では、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準が創設されたことに伴い、従業者の員数等の規定にサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する文言を加えるものです。

次に、33ページの第117条第7項と、35ページの第138条第6項と、38ページの第157条第6項と、40ページの第182条第8項の各事業所の取り扱い方針においては、それぞれ身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について新しく定めるものです。

次に、39ページに戻っていただきまして、第165条の2ですけれども、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る緊急時等の対応については、今回、新たに定めるものです。

同じく第168条第6号と186条第7号の運営規程においては、緊急時における対応方法等を新しく定めるものです。

次に、41ページの第191条から最後の202条につきましては、看護小規模多機能型居宅介護ですが、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準を新しく定めるために所要の条文を改めるものです。

次に、49ページの附則ですけれども、第10条、第11条、第12条は、病院または診療所の病床の転換に係る経過措置について、「平成30年3月31日」までとあるのを「平成36年3月31日」までと改めるものです。

また、51ページの第12条の2と第12条の3は、病院または診療所の病床の転換に係る経過措置ですが、同じく平成36年3月31日までににおける職員の基準と施設の基準に係る緩和について新しく定めるものでございます。

改正条例に戻っていただきまして、最後の附則ですけれども、この条例は平成30年4月1日から施行させていただくものです。

以上、議第10号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議第11号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

こちらの条例は、要支援の認定を受けた方が介護保険で受けられるサービスを実施する事業所の基準について定めていますが、現在、本町におきましては、条例で定める事業所の運営が

全て行われているわけではありませんが、法律に基づきまして、全ての事業所の基準について条例で定める必要があるため、同様に改正をお願いするものです。

今回の改正は、主に各種事業所に係る基準を改めるものですが、条項ずれなど、字句、文言に係る説明は省かせていただきます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、こちらあらかじめお配りしてございます新旧対照表で説明をさせていただきたいと思いますので、新旧対照表の52ページをごらん願いたいと存じます。

初めに、第4条は条項ずれに係る改正です。

次の第5条第1項は、介護予防認知症対応型通所介護に係る従業者の員数ですが、介護医療院に関する基準が創設されたことに伴い、施設の規定に「介護医療院」の文言を加えるものです。

次に、第9条第1項は、介護予防認知症対応型通所介護に係る利用定員等ですが、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所のうち、利用定員について1施設当たり3人以下であったのを、1ユニット当たりユニットの入居者数と合わせて合計12人以下と改めるものです。

次に、第44条の第6項、第45条の第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項と第73条ですが、介護医療院に関する基準が創設されたことに伴い、従業者が兼務できる併設施設や管理者となる者が従業者としての経験を有しなければならないなど、施設の規定に介護医療院に関する文言を加えるものです。

次に、57ページの第78条第3項は、介護予防認知症対応型共同生活介護に係る身体の拘束等の禁止ですが、身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について新しく3項目を定めるものです。

第83条第3項は、介護予防認知症対応型共同生活介護に係る協力医療機関等ですが、介護医療院に関する基準が創設されたことに伴い、施設の規定に「介護医療院」の文言を加えるものです。

改正条例に戻っていただきまして、最後の附則ですが、この条例は平成30年4月1日から施行させていただくものです。

以上、議第11号についてでございます。

続きまして、最後ですけれども、議第12号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

この条例は、指定介護予防支援事業所、つまり要支援1・2の認定を受けている方に対して介護予防ケアマネジメントを行う事業所のことですが、その事業所に関する基準について定めています。

今回の改正は、介護の連携に努めなければならない機関に障害福祉制度の相談機関を加える

とともに、施設に対し利用者への各種内容について報告や提供することを義務づけるもので、所要の条文整備等を行うものですが、条項ずれなどの字句、文言に係る説明は省かせていただきます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、こちらもちょうどお配りしてございます新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の58ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、第2条の基本方針ですが、第4項では、障害福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合において、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進する必要があるため、連携する機関に障害福祉制度の相談機関を加えるものです。

次に、第5条の内容及び手続の説明及び同意ですが、第2項で公正なケアマネジメントを確保するため、利用者等の契約に当たり、利用者やその家族に対してケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることなどの説明することを義務づけるものです。

次に、第3項ですが、こちらは医療と介護の連携の強化を図るため、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先に提供するように依頼することを義務づけることを新しく定めるものです。

次に、第31条の指定介護予防支援の具体的取り扱い方針ですが、第9号で介護予防サービス計画を作成するために開催するサービス担当者会議は、利用者及びその家族の参加を基本とすることに改めるものです。

次に、同条第14号の2ですが、こちらは指定介護予防サービス事業者等から提供された利用者の服薬状況等について、利用者の同意を得て主治の医師等に提供することを義務づけるもので、また同条第21号の2ですが、こちらは利用者の同意を得て意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画（ケアプラン）を交付することを義務づけるもので、この新しく加える2つの条項は、平時から医療機関との連携促進を図るためのものがございます。

改正条例に戻っていただきまして、最後の附則ですけれども、この条例は平成30年4月1日から施行させていただくものがございます。

以上が議第12号でございます。

以上、議第2号、6号、9号、10号、11号、12号の6件の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは議第3号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきまして、住民課所管に関します部分の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する

法令の施行により、県及び市町村、それぞれに国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととなりましたので、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきます。あわせて、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条第14号、「国民健康保険運営協議会委員」とありますものを「国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」に改めるものでございます。

次に、別表第11号中、同様に「国民健康保険運営協議会委員」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」と改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上、住民課所管部分の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 税務課長 木下誠司君。

〔税務課長 木下誠司君登壇〕

○税務課長（木下誠司君） 私からは議第3号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について、税務課関係分について補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、町税徴収嘱託員制を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

町税徴収嘱託員につきましては、平成17年度に設置され、戸別訪問による滞納整理に当たってまいりました。

また、一方、職員におきましては、平成19年度以後、県税事務所などへの派遣研修などを通じまして滞納整理の手法について研さんを積み、現在、滞納処分などを法令に基づきます公平・公正な徴収事務に取り組むとともに、滞納者と個別に納税相談を行い、生活実態に応じた納付指導を行っているところでございます。

また、納税者の皆様には、自主的に町税を納付していただいているところでございます。

以上のことから、滞納金を戸別訪問の方法により徴収するという町税徴収嘱託員制のあり方について勘案し、この際、廃止するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明させていただきます。

議案とあわせて新旧対照表の1ページをごらんください。

報酬支給の範囲並びに額について定めております第1条及び別表の改正規定につきまして、町税徴収嘱託員に関します第1条第42号クと、別表中第39号キを削るものであります。

また、附則におきまして、施行期日を平成30年4月1日といたしております。

以上、議第3号のうち、税務課関係分についての補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 生涯学習課長 衣斐修君。

〔生涯学習課長 衣斐修君登壇〕

○生涯学習課長（衣斐 修君） 私からは、議第3号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についての生涯学習課所管について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表1ページもあわせてごらんください。

改正内容といたしまして、第1条、別表、第22号スポーツ推進委員、年額「3万9,000円」を年額「5万円」に改めるものです。

スポーツ推進委員につきましては、各地区1名から3名、現在15名で、教育委員会が委嘱し、スポーツ推進事業の企画に参画し、その推進者、指導者となり協力をいただいております。また地区におきましても、まちづくり協議会や体育推進委員と連携し、地域での育成活動をしていただいております。

報酬につきましては、平成10年から年間3万9,000円となっております。他の市町と比べましても、活動状況とかを見ましても非常に低い状況であるといったところから、今回、年額5万円と増額をお願いするものであります。

附則といたしまして、施行を平成30年4月1日とするものでございます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、住民課が所管いたします議第4号、議第5号、議第7号、議第8号につきまして補足説明をさせていただきます。

議第4号 垂井町国民健康保険基金条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法令の施行によりまして県が財政運営の責任主体となることに伴いまして、29年度まで町が賦課徴収しておりました国民健康保険税は、保険給付等の支払いに充てておりましたが、30年度から国民健康保険事業費納付金として県に納付する仕組みとなりますことから、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきます。あわせまして、新旧対照表の2ページをごらんください。

第1条、設置でございます。基金設置の目的を保険給付費等の不足の財源、保健事業に要する費用に充てると規定されていたものを、事業の健全な運営に資するためと改正するものであります。

第2条、積み立てでございます。積み立てる剰余金の範囲を決算上生じた剰余金のうち予算で定める額とし、上限額を規定しておりました第2項を削るものであります。

さらに、第6条を第7条とし、第6条に、目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り処分することができる規定を加えたものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

次に、議第5号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてでございます。

この改正につきましても、国民健康保険法の一部を改正する法令の施行により平成30年度より県が財政運営の責任主体となることに伴いまして、町が賦課徴収しました国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として県に納付する仕組みとなりますことと、従来から採用してまいりました国民健康保険税の賦課方式につきまして、資産割額をなくし、所得割額、均等割額、平等割額の3方式と改めますことによります所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきます。あわせまして、新旧対照表3ページをごらんください。

初めに、第153条、課税額の規定でございます。国民健康保険事業費納付金が設けられたことによりまして第153条第1項を号立てに改めまして、1号では基礎課税額について、2号では後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる後期高齢者支援金等課税額について、第3号では40歳から64歳までの国民健康保険の被保険者について算定します介護納付金の納付に要する費用に充てる介護納付金課税額について、それぞれ明示したものでございます。

続きまして、国民健康保険税の賦課方式につきまして、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計額としておりましたが、資産割額をなくし、3方式の合算額とすることに伴います改正でございます。

基礎課税額につきましては、第153条第2項で前項の次に「第1号」を加え、「及び資産割額」を削るものでございます。

後期高齢者支援金等課税額につきましては、第153条第3項で前項の次に「第2号」を加え、「及び資産割額」を削るものでございます。

介護納付金課税額につきましては、第153条第4項におきまして、前項の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」「及び資産割額」を削るものでございます。

続きまして、3方式としますことに伴います所得割の率を変更し、条文を改めるものでございます。基礎課税額について、被保険者の所得割額を定めます第154条第1項では、「6.4」を「8.16」に改めるものでございます。

続きまして、被保険者の資産割額を定めます第155条を第155条、削除と改めるものでございます。

続きまして、被保険者の世帯別平等割額を定めます第157条第1項では、「（昭和33年法律第192号）」を削るものでございます。

後期高齢者支援金等課税額の所得割額を定めます第158条では、「1.45」を「1.84」に改めるものでございます。

続きまして、被保険者の後期高齢者支援金等課税額の資産割額を定めます第159条を、第159条、削除と改めるものでございます。

介護納付金課税被保険者に係る所得割額を定めます第160条では、「1.5」を「1.81」に改めるものでございます。

続きまして、介護納付金課税被保険者に係る資産割額を定めます第161条を第161条、削除と改めるものでございます。

附則といたしまして、第1条で施行期日を平成30年4月1日とし、第2条で経過措置としまして、改正後の規定は、平成30年度以後の年度分に適用し、平成29年度分までにつきましては、従前の例によるものとするものであります。

続きまして、議第7号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

この改正につきましても、国民健康保険法等の一部を改正する法令の施行により高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2の規定が新設されることによりまして、保険料を徴収すべき被保険者の規定の改正をお願いするものであります。

国民健康保険の被保険者であって国民健康保険法の規定による住所地特例の規定を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳の年齢到達により後期高齢者医療制度に加入した場合は、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものであります。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきます。あわせまして、新旧対照表9ページをごらんください。

第3条、保険料を徴収すべき被保険者で、2号中、「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改めます。

次に、3号中、「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加えます。

次に、4号中、「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改めます。

次に、5号として、新たに「法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」、以上の条文を追加するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

続きまして、議第8号 垂井町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

この改正につきましても、国民健康保険法等の一部を改正する法令の施行によりまして、県及び市町村に国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととなりましたので、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきます。あわせまして、新旧対照表の10ページをごらんください。

目次中、第1章ですが、「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、第2章では、「国

民健康保険運営協議会」を「垂井町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

第1章の章名を本町が行う国民健康保険の事務と改め、第1条におきまして、「国民健康保険」の次に「の事務」を加えるものでございます。

続きまして、第2章の章名を垂井町の国民健康保険事業の運営に関する協議会と改め、第2条におきまして「国民健康保険運営協議会」を「垂井町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、第5条におきまして「注7」を「注8」と改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上、住民課所管の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、産業課所管に係ります議第13号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書の1ページ、新旧対照表62ページから63ページをごらんください。

まず、題名を「垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」を「垂井町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」に改めまして、また第1条におきましては、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改め、引用する「第10条第1項」を「第9条第1項」に改めるものでございます。

また、第3条の表におきましては、「区域」を新たに「区域の区分」と「区域の範囲」に分け、区域の区分を「乙種区域」とし、区域の範囲を「法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域」としまして、緑地の面積の敷地面積に対する割合及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合につきましては、従前のおり、それぞれ100分の5以上及び100分の10以上とするものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行させていただくものです。

以上、議第13号の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 私からは、建設課所管に関します議案3件、議第14号、議第15号、議第17号の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第14号 垂井町町営住宅条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

配付資料の新旧対照表につきましては、63ページから64ページでござん願います。

今回の改正の要旨につきましては、比女町営住宅のうち、入居者退去に伴い、住宅を用途廃止し、普通財産といたしまして管理戸数を1戸減するものでございます。

比女町営住宅につきましては、かねてから用途廃止の上、管理上取り壊しをする方針で進めてまいっているところでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

改正規定の第3条は、設置についての規定でございまして、第1項の表、比女町営住宅の項中、「6戸」を「5戸」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

以上、垂井町町営住宅条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第15号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表でございしますが、同じページでございします。あわせてござん願いたきたいと思ひます。

このたび、都市の緑地及び都市農地の計画的な保全を図ることを目的とした都市緑地法などの一部を改正する法律が平成29年5月12日に公布され、関連いたします建築基準法の一部改正が平成30年4月1日から施行されることに伴い、垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものでございします。

改正の概要につきましては、新たな用途地域の累計といたしまして田園住居地域が創設されました。これに伴い、建築基準法の別表第2と項の準住居地域の次に田園住居地域が追加されることになり、以降用途地域につきましては、1つずつ繰り下がることになりました。

当該条例につきましても、法別表の第2を引用しているため、条例、別表第2の栗原工業団地地区地区整備計画区域内の項、制限の欄中、「法別表第2（る）項」を「法別表第2（を）項」に改め、また同表、府中離山工業団地地区地区整備計画区域の項、制限の欄中、「法別表第2（を）項」を「法別表第2（わ）項」に改めるものでございします。

附則といたしまして、平成30年4月1日から施行させていただきたいと思ひます。

続きまして、議第17号 町道路線の認定についてでございします。

町道路線認定調書につきましては、新旧対照表66ページの次のページからでございしますので、あわせてござん願いたきたいと思ひます。

今回の町道路線認定につきましては、6路線でございします。

それでは、まず初めに、路線番号1170、路線名、垂井170号線でございします。起点につま

しては、垂井町字梅之木原1816番5地先、終点は、同じく字梅之木原1777番4地先でございます。この道路につきましては、社会資本整備総合交付金事業にて実施してまいります。垂井駅へアクセスできる歩道を整備し、歩行者の安全確保と駅利用者の利便性を向上させる道路でございます。道路延長といたしまして40メートル、幅員は2メートルでございます。30年度につきましては、分筆、用地買収並びに道路工事に当たりまして、今回、路線認定をお願いするものでございます。

次の2路線につきましては、垂井町私道寄附採納要綱に基づき寄附を受けたものでございます。

それでは、路線番号1171、路線名、垂井171号線でございます。起点は、垂井町字戸海919番3地先、終点につきましても同一地先でございます。出屋敷踏切から渡り、20メートル東進し、100メートル北進付近から、道路延長といたしまして25メートル、幅員は6メートルでございます。

続きまして、路線番号1172、路線名、垂井172号線でございます。起点につきましては、垂井町字戸海919番6地先、終点につきましても同一地先でございます。同じく出屋敷踏切を渡り、20メートル東進し、70メートル北進付近から、道路延長といたしまして18メートル、幅員は6メートルでございます。

続きまして、路線番号5180、路線名、平尾16号線でございます。起点につきましては、垂井町平尾字屋敷302番1地先、終点につきましては、同じく字大浦1305番地先でございます。平尾転作研修所の西側付近から、道路延長といたしまして110メートル、幅員は5メートルでございます。この道路につきましては、県道赤坂垂井線4車線化事業に伴い、中央分離帯が設置され、横断不能となるため、新たに側道を新設するものでございます。平成30年度につきましては、用地測量、分筆、用地買収、また工事につきましては、県にて施行していただき、負担金にて支出することに当たりまして、今回、路線認定をお願いするものでございます。

次の2路線につきましても、垂井町私道寄附採納要綱に基づき寄附を受けたものでございます。

それでは、路線番号7087、路線名、綾戸87号線でございます。起点は、垂井町綾戸字荒越875番31地先、終点につきましても、同じく875番29地先でございます。東小学校北側の道路を110メートル東進し、50メートル北進付近から、道路延長といたしまして37メートル、幅員につきましては6メートルでございます。

続きまして、路線番号7088、路線名、綾戸88号線でございます。起点につきましては、垂井町綾戸字不破ノ初141番6地先、終点につきましても、同じく141番8地先でございます。不破中学校の北側道路を800メートル東進付近から、道路延長といたしまして51メートル、幅員は6メートルでございます。

以上、6路線の町道路線の認定について補足説明をさせていただきました。

建設課所管に関します議案は、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し

上げます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 私のほうからは、ただいま上程されました議第16号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

本条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償を的確に行うことを目的としております。公務により死亡、または負傷した非常勤消防団員等に扶養を受けていた者がある場合、常勤職員の扶養手当に準じ、補償基礎額に一定の金額を加算することにより支給するものでございます。その金額は、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当支給額をもとに定められているものでございます。

平成28年11月に一般職の職員の給与に関する法律が改正され、平成29年度以降の扶養手当の支給額等が段階的に変更されているところでございます。平成29年度における加算額の改定については、平成28年度に実施したところでございます。

このたび、平成30年度以降における加算額の改定について、非常勤消防団員等に関する損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年2月7日に公布されたことから、条例の整備を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書及び新旧対照表の65ページをごらんください。

第2条においては文言の整理を行うものでございます。

第5条においては配偶者や子、孫などの扶養親族に係る加算額について、それぞれ必要な改正を行うものでございます。

なお、附則としましては、第1項につきましては、施行期日を平成30年4月1日とする旨を、第2項につきましては、改正後の規定は、施行の日以後に支給すべき事由及び傷病補償年金等について適用する旨を定めたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第2号から議第17号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。再開は15時5分といたします。

午後2時50分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

○議長（角田 寛君） 日程第5、議第18号 新桜橋歩道橋（上部工第2期）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第18号 新桜橋歩道橋（上部工第2期）整備工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、岐阜市金園町3丁目19番地2、株式会社篠田製作所、代表取締役社長 篠田圭司が落札いたしましたので、この者と1億2,204万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第18号 新桜橋歩道橋（上部工第2期）整備工事請負契約の締結について、契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書と、それから資料の一番最後でございますが、入札結果表もあわせてごらんになっていただきたいと思っております。

今回の工事につきましては、結果表にございますとおり、県内に本店、支店、営業所がございます7社により、去る2月19日でございますけれども、指名競争入札を執行いたしました。資料にございますとおり、2社が辞退しておるところでございますが、第1回目の入札で予定価格に達しました株式会社篠田製作所が1億1,300万円で落札をいたしましたところがございます。

議案書にもございますとおり、消費税を含めまして1億2,204万円で、岐阜市金園町3丁目19番地2、株式会社篠田製作所、代表取締役社長 篠田圭司と工事請負契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いいたしますものでございます。

なお、本工事の完成期限につきましては、平成31年3月22日といたしたところがございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） ただいま上程されました議第18号 新桜橋歩道橋（上部工第2期）整備工事請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。

まず、入札がおくれたことにつきましては、前受注者が上部工の主桁材料である厚板鋼板を神戸製鋼所にて製造したものでありましたが、神戸製鉄所において品質偽造の報道があったため、鋼板の品質確保ができるまで発注を控え、推移を経過観察していたところでございます。

ことしに入りまして、1月23日、神戸製鉄所からJ I S認証の状況について公表されたところでございます。審査において本工事の使用材料は承認維持との結果になっておりました。

そこで、当町といたしましても、神戸製鉄所から書類提出を求め、2月7日付で「鉄鋼事業部門J I S認証の状況について」受理をしたところでございます。

以上のことを受け、入札執行等の手続を実施したところでございます。

なお、工事概要につきましては、今年の6月定例会におきまして説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきますが、鋼材につきましては、新庁舎予定地に仮置きをしておりますので、輸送費につきまして計上させていただきました。

あと、工事の工期につきましては、平成31年3月22日となっております。段取りよく工事を進め、期限内に完成できるよう監理指導してまいります。

以上、新桜橋歩道橋（上部工第2期）整備工事について補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第18号 新桜橋歩道橋（上部工第2期）整備工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第29号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第7号）

○議長（角田 寛君） 日程第6、議第29号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第7号）を

議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第29号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ1億3,222万円を減額し、予算総額を92億316万9,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして不破高スクールバス運行補助金に係ります負担金、補助及び交付金、ふるさと納税管理業務及び番号法制度対応業務に係ります委託料につきまして、それぞれ減額措置をいたしますとともに、財政調整基金及び墓地公園管理基金に係ります積立金につきまして増額措置をいたしました。

また、新庁舎実施設計事業に係ります町債と県支出金の垂井宿周辺地区コミュニティ醸成事業振興補助金の交付に伴います財源更正をいたしました。

次に、徴税費におきましては、税等徴収嘱託員に係ります報酬と報償費につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

また、戸籍住民基本台帳費におきましては、住民基本台帳システム改修業務に係ります委託料につきまして減額措置を行いました。

民生費では、社会福祉費におきまして、障害者自立支援給付費国庫負担金などの過年度国庫支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額を、国民健康保険特別会計への繰出金の増額、敬老の日等に係ります報償費の減額、老人保護措置費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、デイサービスセンターの施設修繕に係ります需用費の減額、地域生活支援事業に係ります委託料の増額、日常生活用具給付等事業、障害福祉サービス費等ほかに係ります扶助費の増額、臨時福祉給付金給付事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の過年度国庫支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の減額につきまして、それぞれ措置を行ったところであります。

また、児童福祉費におきましては、垂井こども園建築工事監理業務等に係ります委託料と垂井こども園建築工事ほかに係ります工事請負費につきまして、それぞれ減額措置をいたしますとともに、私立保育所運営費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

衛生費では、保健衛生費におきまして、浄化槽設置整備事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金、妊婦健康診査、健康増進事業、予防接種に係ります委託料、新生児聴覚検査費助成金、妊婦健診県外受診費助成金、不妊治療費助成金に係ります扶助費につきまして、それぞれ減額措置を行ったところであります。

また、清掃費におきましては、クリーンセンターの燃料費、光熱水費に係ります需用費とじ

んかい収集車に係ります備品購入費につきまして、いずれも減額措置をいたしました。

農林水産業費では、農業費におきまして、機構集積協力金交付補助金、県営土地改良事業負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしますとともに、多面的機能支払交付金、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金、農業集落排水事業特別会計への繰出金、防災ダム静水池しゅんせつ業務に係ります委託料につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、除雪用グレーダー等借り上げ料に係ります使用料及び賃借料の増額措置をいたしますとともに、国庫支出金の社会資本整備総合交付金の交付に伴います財源更正を行いました。

また、都市計画費におきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金と公共下水道事業特別会計への繰出金につきましては、それぞれ減額措置をいたしました。

教育費では、小学校費におきまして、府中小屋内運動場非構造部材耐震工事に係ります工事請負費につきまして減額措置を行いました。

幼稚園費におきましては、就園奨励費補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして減額措置を行っております。

社会教育費におきましては、文化会館の光熱水費に係ります需用費、同じく文化会館の空調設備改修工事監理業務に係ります委託料、また文化会館とタルイピアセンターの施設改修に係ります工事請負費につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

また、保健体育費におきましては、給食センターの臨時職員に係ります賃金、給食センターの施設修繕に係ります需用費、蒸気式回転釜取りかえ工事に係ります工事請負費につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

公債費では、減債基金繰入金の減額に伴います元金の財源更正をいたしますとともに、平成28年度借入分利子などに係ります償還金、利子及び割引料につきまして減額措置をいたしました。

財源につきましては、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

なお、繰越明許費の補正につきましては、経営体育成基盤整備事業に係ります経費を平成30年度に繰り越して実施することを追加してお願いするものであります。

また、地方債の補正につきましては、一部追加及び限度額の変更をお願いするものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第29号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第7号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,222万円を減額させていただきます、総額をそれぞれ92億316万9,000円といたすものでございます。

第2項、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるところでございます。こちらにつきましても、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それでは、細部にわたりまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず初めに歳出でございますが、13ページをお開き願いたいと思います。

款2総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費でございます。こちらは、まず節19の負担金、補助及び交付金でございますが、不破高スクールバス運行補助金につきまして、当初、1年間に要する費用として400万円を計上いたしておりましたが、10月1日からの運行開始となりましたことから、不用額200万円の減額を行わせていただきました。

次に、目5の財産管理費でございますが、こちらは当初予算の事業に関しまして財源更正を行うものでございます。内訳にございますとおり、1番の県支出金でございますが、こちらにつきましては、今年度の垂井宿周辺地区コミュニティ醸成支援業務委託料でございます。このたび、岐阜県の清流の国ぎふ推進補助金が交付される見込みと相なりましたことから、40万円の財源の更正をお願いしたところでございます。また、新庁舎の実施設計業務委託料につきましては、本年度から新たな起債ができて、公共施設等適正管理推進事業が設けられたところでございます。2,800万円の協議が相調いましたことから、借入れを行うため更正をお願いしたところでございます。後ほど地方債の補正の御説明でも申し上げたいと思っております。

続きまして、目6の企画費でございます。こちらはふるさと納税に係ります顧客の管理、返礼品の配送業務などを委託するためのものでございますが、歳入のふるさと納税の収入額が当初予算額を下回る見込みとなりましたことから、これに伴いまして歳出のふるさと納税管理業務委託料につきましても、節13の委託料で2,500万円の減額を行わせていただいたものでございます。

続きまして、目7の電算管理費でございます。こちらは一昨年12月議会でございますけれども、番号法の制度対応業務委託料といたしまして180万8,000円の補正をお願いさせていただいたところでございますが、見込み額が予算を下回りましたことから、節13の委託料におきまして129万1,000円の減額を行うものでございます。内訳にございます国庫支出金88万円につきましては、本件とは別でございますけれども、当初の予算で計上いたしましたシステム整備費に対しまして、このたび社会保障・税番号制度システム整備費補助金が交付される見込みと相なりましたことから、国庫支出金で計上しておるところでございます。

次に、目11の財政調整基金費でございますが、こちらは基金への積み立てに関するものでござ

ございます。1番の財政調整基金といたしまして3,332万6,000円の増額、2番の墓地公園管理基金につきましては、90万円の増額を行うものでございます。合わせて節25の積立金で3,422万6,000円をお願いいたしております。なお、2番の基金につきましては、墓地使用料の収入を充てるものでございまして、後ほど歳入でも触れさせていただきますが、本年度において30万円の墓地使用料の収入を見込んでおりますが、前年度に60万円の収入がございましたことから、今回、合わせまして90万円の積み立てを行うものでございます。なお、60万円につきましては、前年度に積み立てを行うべきものでございましたが、今般の補正で措置をさせていただいたところでございます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、項2の徴税費、目1の税務総務費でございます。こちらは、当初予算で計上しておりました税等徴収嘱託員に係る経費でございます。先ほど条例の改正でも一部担当の課長が触れておりますが、不用額が生じる見込みと相なりましたことから、節1報酬で60万円、また節8の報償費におきまして150万円の減額を、それぞれ行うものでございます。

続きまして、14ページに入りますが、項3の戸籍住民基本台帳費、目1の戸籍住民基本台帳費でございます。こちらは9月議会で住民基本台帳システム改修業務委託料といたしまして1,600万6,000円補正をさせていただきましたが、その後、国の方針の変更などによりまして予算額の一部に不用が生じる見込みと相なりましたことから、節13の委託料におきまして1,281万7,000円の減額を行うものでございます。なお、見込み額でございます今年度の事業費318万9,000円につきましては、国庫支出金といたしまして275万4,000円が措置される見込みでございます。

続きまして、款3の民生費、項1の社会福祉費、目1の社会福祉総務費でございます。こちらは過年度分の障害者自立支援給付費国庫負担金、そしてまた県負担金などにつきまして精算等を行いました結果、返還金が生じる見込みとなりましたことから、節23償還金、利子及び割引料におきまして396万6,000円を増額するものでございます。次に、節28の繰出金につきましては、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出しを行うものでございます。1,903万2,000円の増額でございます。このうち、保険税の軽減措置に伴います保険基盤安定負担金につきましては、財源の内訳表にございますとおり、今回の補正に伴いまして国庫支出金として409万3,000円、県支出金といたしまして422万円が追加措置されるものでございます。

次に、目5の老人福祉費でございますが、こちらにつきましては敬老の日祝い品等につきまして不用額が生じる見込みとなりましたことから、節8の報償費で56万7,000円の減額を、また清風園入所者に係ります老人保護措置費負担金でありますけれども、入所者数の関係で不用額が生じる見込みとなりましたことから、節19負担金、補助及び交付金でございますけれども、877万3,000円の減額を行うものでございます。

次に、目9デイサービス施設費でございます。こちらにつきましては、センターの屋根塗装修繕につきまして不用額が生じますことから、節11需用費におきまして110万9,000円の減額でございます。

次に、目11障害者福祉費でございます。こちらにつきましては、地域生活支援事業委託料の各種事業につきまして年度末までの見込み額を算出いたしましたところ、不足が生じる見込みとなりましたことから、節13委託料で107万9,000円の増額をお願いいたしました。主に移動支援事業、あるいは日中一時支援事業などが増加傾向にあるところでございます。続きまして、節20の扶助費でございます。年度末までの支出見込み額を予定しましたところ、特に1番の日常生活用具、ストーマの給付等の事業でございますが、装着者に関するものでございます。それからまた、15ページの2番にございます障害福祉サービス費等などにつきまして、いずれも不足が生じる見込みとなりましたことから、合わせまして合計で4,488万円の増額を行うものでございます。なお、これらの補正額のうち、補助対象額に対しまして国庫支出金2分の1相当額及び県支出金4分の1が措置されますことから、国庫支出金では2,288万8,000円、県支出金といたしましては1,144万5,000円を増額いたすものでございます。

続きまして、目13の臨時福祉給付金給付事業費でございます。こちらは過年度国庫支出金の返還金につきまして当初予定の返還額を下回りまして、節23の償還金、利子及び割引料におきまして392万1,000円の減額を行うものでございます。

また、同じく目14の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費につきましても、同様に事業に係ります過年度国庫支出金返還金につきまして不用額が発生しますことから、節23償還金、利子及び割引料におきまして636万円の減額を行うものでございます。

続きまして、項2の児童福祉費、目2の児童福祉施設費でございます。こちらは垂井こども園の建築工事監理業務等委託料につきまして不用が発生しますことから、節13委託料で119万6,000円の減額。あわせまして、節15の工事請負費でございますけれども、今年度実施してまいりました垂井こども園建築工事、また岩手保育園の園舎耐震補強工事など、いずれも不用額が発生する見込みとなりましたけれども、一方で府中保育園でございますけれども、新年度の新入園児に対応いたしました進入路の通路の改修工事など早急に対応すべき工事を見込みましたことから、これらも考慮、精査させていただきまして、節15工事請負費におきまして4,818万7,000円の減額を行わせていただくものでございます。なお、垂井こども園の建築工事、そしてまた岩手保育園の耐震補強工事に係ります起債につきましては、後ほど地方債のところでも御説明いたしますが、今回の減額補正にあわせまして2,200万円の減額を行うものでございます。次に、16ページをお願いいたします。節19の負担金、補助及び交付金でございます。私立保育所の運営費負担金につきまして年度末までの予定額を算出いたしましたところ、不足が見込まれることから、88万2,000円の増額を行うものでございます。なお、内訳にございませとおり、国庫支出金で2分の1の44万1,000円、県支出金4分の1に関します22万円の増額を、それぞれ行うものでございます。

続きまして、款4の衛生費で項1の保健衛生費でございます。目5の環境衛生費でございますが、こちらは浄化槽の設置整備事業補助金につきまして、年度末までの合併浄化槽の設置台数等を算出いたしましたところ、不用額が発生しますことから、節19負担金、補助及び交付金

で559万円の減額を行うものでございます。なお、内訳にございますとおり、国庫支出金及び県支出金につきましては、それぞれ186万4,000円の減額を行うものでございます。

次に、目6の保健センター費でございます。まず委託料の関係でございますが、1番の妊婦健康診査、それから2番の健康増進事業、3番の予防接種につきまして、それぞれ不用額が発生する見込みから、節13委託料で合計1,777万4,000円の減額を行うものでございます。また、次の扶助費でございますけれども、1番の新生児聴覚検査費、2番の妊婦健診県外受診費、3番の不妊治療費につきましても、同じく節20扶助費で合計67万6,000円の減額を行うものでございます。なお、県支出金でございますけれども、44万4,000円減額となりますのでお願いをいたします。

次に、17ページに入りますが、項2の清掃費、目2のクリーンセンター費でございますが、こちらはクリーンセンターの燃料費、光熱水費につきまして不用額が生じる見込みとなりましたので、節11需用費で440万円の減額を行うものでございます。減額の主な要因につきましては、クリーンセンターの焼却炉は、御承知のとおり2基ございますけれども、今年度は施設改修の関係上、一時期1基のみで稼働していた期間がございましたことから、そういったことなどが主な減額の要因になったところでございます。次に、節18備品購入費でございますけれども、じんかい収集車の購入につきまして予定より低い金額で契約を締結することができたことから、190万円の減額を行うものでございます。

続きまして、款6の農林水産業費、項1の農業費、目3農業振興費でございますが、こちらは機構集積協力金交付補助金に関するものでございますが、農地の所有者が農地中間管理機構に農地を貸し出し、担い手が借り受ける場合に県から協力金が交付される制度でございます。今回、不足が生じますことから、節19負担金、補助及び交付金で776万5,000円の増額を行うものでございます。なお、内訳にございますとおり、歳出の増額及び当初予算に対する県補助金の交付に伴いまして、歳入の県支出金も変更となります。そのため、県支出金について868万6,000円の増額を行っております。

続きまして、目7農地費でございます。1番の県営土地改良事業負担金では、栗原の圃場整備事業につきまして県の事業費が追加される見込みとなりましたことから、節19負担金、補助及び交付金で119万7,000円の増額を行うものでございます。2番の多面的機能支払交付金につきましては、資源向上支払（長寿命化）交付金、いわゆる農業施設等の長寿命化に対します交付金でございますけれども、不用額が生じる見込みから734万6,000円を減額するものでございます。合計で節19負担金、補助及び交付金で614万9,000円の減額でございます。なお、内訳は、1番の関連の事業費の変更などにより町債につきまして500万円を減額し、また2番の支払交付金の減額に伴いまして、県支出金につきましても550万9,000円を減額するものでございます。後ほど地方債の補正でも御説明を申し上げたいと思っております。

続きまして、目8の農業構造改善費でございます。こちらは元気な農業産地構造改革支援事業費補助金に関するものでございます。本年度は、西美濃農業協同組合の設備更新などに4件

の補助金交付について、当初529万1,000円を計上いたしておりました。その後、県に申請をしておったところでございますが、そのうち垂井北ライスセンターに關します1件のみが採択、残る3件につきましては、残念ながら不採択となりましたことから、節19負担金、補助及び交付金につきまして466万9,000円の減額を行うものでございます。こちらの事業には全額県支出金が交付されることから、同様に466万9,000円を減額いたすものでございます。

次に、目9の農村整備費でございます。こちらは一般会計から農業集落排水事業特別会計への繰出金につきまして、光熱水費等、一部繰り出しが不用となりましたことから、節28繰出金において60万円の減額を行うものでございます。

次に、18ページに入りますが、目11の防災ダム管理費でございます。こちらは防災ダムの静水池しゅんせつ業務委託料でございますが、不用額が生じる見込みから、節13委託料におきまして290万8,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、款8の土木費、項2の道路橋りょう費、目2の道路維持費でございます。こちらは除雪用のグレーダー等の借り上げ料につきまして、ことしの1月下旬の降雪に伴い、除雪作業で不足が生じる見込みとなりましたことから、節14使用料及び賃借料で650万円の増額を行うものでございます。

次に、目3の道路新設改良費につきましては、道路の舗装、路側改良工事の事業費の一部に、このたび社会資本整備総合交付金が交付される見込みとなりましたことから、節15工事請負費におきまして財源更正を行ったものでございます。

続きまして、項4の都市計画費、目1の都市計画総務費でございます。こちらは耐震診断実施後に木造住宅の耐震補強工事を実施される方などに交付をいたします建築物等耐震化促進事業費補助金につきまして、当初見込んでおりました申請がございませんでしたことから、節19負担金、補助及び交付金におきまして101万1,000円の減額でございます。なお、今回の減額に伴いまして、国庫支出金については41万1,000円の減額、県支出金については30万円の減額を行うものでございます。

次に、目4の公共下水道費でございます。こちらは一般会計から公共下水道事業特別会計の繰出金につきまして、一部繰り出しが不用となりましたことから、節28繰出金におきまして1,800万円の減額を行うものでございます。

続きまして、19ページでございますが、款10の教育費、項2の小学校費、目3の学校建設費につきましては、府中小の屋内運動場非構造部材耐震工事につきまして不用額が生じる見込みとなりましたことから、節15工事請負費におきまして301万2,000円の減額でございます。なお、本工事につきましては、起債の借入れを予定していましたが、今回の減額補正によりまして町債についても200万円の減額を行うものでございます。後ほど地方債の補正でも御説明をいたしたいと思っております。

次に、項4幼稚園費、目1の幼稚園費でございますが、こちらは就園奨励費補助金の予定額につきまして不用が生じますことから、節19負担金、補助及び交付金におきまして211万4,000

円の減額を行うものでございます。あわせて、国庫支出金につきましても75万円の減額を行うものでございます。

続きまして、項5社会教育費、目6文化会館費でございます。こちらは、会館の光熱水費につきまして年度末までに不用額が生じる見込みとなりましたことから、節11需用費で100万円の減額でございます。今年度の空調設備改修工事の実施によりまして、期間中、大ホール等の使用を制限いたしたことが主な要因でございます。次に、同じく文化会館の空調設備改修工事監理業務委託料につきまして、同様に不用額が生じる見込みから、節13委託料で323万円の減額でございます。次に、工事請負費につきましては、同じく文化会館の空調設備改修工事などにつきまして不用額が生じることとなりましたので、節15工事請負費におきまして4,160万円の減額を行うものでございます。なお、本工事及び監理業務には、当初、起債を充てる予定はいたしておりませんでしたけれども、7,900万円を予定いたすものでございます。後ほど地方債の補正で御説明を申し上げます。

次に、目10のタライピアセンター費につきましては、センターの学習室の空調、また屋上の防水改修工事などにつきまして不用額が生じますことから、節15工事請負費でございますけれども、697万3,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、20ページでございますけれども、項6の保健体育費、目3の給食センター費でございます。まず節7の賃金につきまして、臨時職員の雇用に欠員が生じ、不用額が発生する見込みとなりましたことから200万円の減額。また、節11の需用費につきましては、学校給食センターの施設修繕料につきまして150万円の減額を、あわせまして節15の工事請負費につきましては、蒸気式の回転釜の取りかえ工事につきまして260万円の減額を、それぞれ行わせていただくものでございます。

続きまして、款12の公債費、項1の公債費、目1の元金でございますが、こちらは公債費の元金分に関する財源の更正でございます。公債費の元金償還につきましては、歳入でも減債基金繰入金といたしまして5,000万円を計上しておったところでございますが、今回の補正予定の減債基金繰入金5,000万円について減額を行うことから、財源の更正をお願いしたところでございます。

次に、目2の利子でございます。公債費の利子に関するものでございますが、1番につきましては、28年度に借入れを行いました起債の利子額が確定いたしましたので852万3,000円の減額、2番につきましては、一時借入金に係ります利子といたしまして、当初123万3,000円を計上しておったところでございますが、不用が見込まれることから100万円を減額いたしまして、合わせまして節23償還金、利子及び割引料で952万3,000円の減額を行うものでございます。

以上が歳出でございます。よろしく願いいたします。

次に、歳入について御説明を申し上げたいと思います。

8ページのほうをお開き願いたいと思います。

款9の地方交付税につきましては、うち普通交付税の交付見込み額に伴いまして、1億159

万4,000円の増額を行うものでございます。

款12使用料及び手数料、項1の使用料、目3の衛生使用料、節1の衛生使用料につきましては、墓地使用料に関するものでございますが、本年度におきまして3件分の収入見込みがございますことから、30万円の増額を行うものでございます。歳出でも御説明申し上げましたが、墓地公園管理基金への積み立てを行うものでございます。

次に、款13の国庫支出金、項1の国庫負担金、目2の民生費国庫負担金、節1の児童福祉費国庫負担金でございます。私立保育所の運営費に係ります国庫負担金44万円1,000円を増額いたすものでございます。次に、節4の保険基盤安定国庫負担金につきましては、国民健康保険の保険基盤安定負担金に係ります国庫負担分といたしまして409万3,000円の増額でございます。次に、節9の障害者自立支援給付費負担金につきましては、歳出予算の障害福祉サービス費等の増額に伴いまして、2,189万1,000円の増額でございます。

続きまして、項2の国庫補助金、目1の総務費国庫補助金、節1の総務費国庫補助金でございます。1番の社会保障・税番号制度システム整備費補助金といたしまして363万4,000円。2番では、個人番号カード交付事務費補助金といたしまして137万7,000円を新たに予算措置をさせていただいておるところでございます。

次に、9ページに移りますが、目2の民生費国庫補助金、節9の地域生活支援事業費補助金でございますけれども、歳出の地域生活支援事業と日常生活用具給付等事業の増額に伴いまして、99万7,000円の増額でございます。

次に、目3の衛生費国庫補助金、節1の衛生費国庫補助金につきましては、汚水処理施設整備交付金に関するものでございますが、歳出で申しました浄化槽の設置整備事業補助金について559万円を減額することに伴いまして、国庫補助金につきましても3分の1相当額でございますけれども、186万4,000円を減額いたすものでございます。

続きまして、目7の土木費国庫補助金、節3の道路事業国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金に関するものでございますが、今般、道路舗装、路側改良工事の一部に交付される見込みとなりましたことから、437万8,000円の増額でございます。続きまして、節11の耐震改修等事業国庫補助金でございます。住宅・建築物耐震改修等事業費補助金に関するものでございますが、歳出の減額に伴いまして、41万1,000円を減額するものでございます。

次に、目9教育費国庫補助金、節1教育費国庫補助金でございます。こちらは幼稚園の就園奨励費補助金で、歳出の減額に伴い、75万円の減額を行うものでございます。

続きまして、款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節2の児童福祉費県負担金でございます。私立保育所運営費負担金の増額に伴いまして、22万円の増額でございます。次に、節6の保険基盤安定県負担金でございます。国民健康保険の保健基盤安定負担金に関するもので、422万円の増額を行うものでございます。次に、節13障害者自立支援給付費等負担金でございます。県負担金の増額でございます。歳出の障害福祉サービス費等の増額に伴い、1,094万6,000円の増額でございます。

次に、10ページの項2の県補助金でございます。目1の総務費県補助金につきましては、冒頭申しました垂井宿周辺地区コミュニティ醸成事業振興補助金の交付に係ります増額の補正でございます。本年度進めてまいりました醸成支援業務につきまして、このたび県の清流の国ぎふ推進補助金が交付されることとなりましたので、40万円の増額でございます。

次に、目2の民生費県補助金、節24の地域生活支援事業費補助金でございます。歳出の地域生活支援事業と日常生活用具給付等事業の増額に伴い、49万9,000円の増額でございます。

次に、目3の衛生費県補助金、節1の衛生費県補助金でございます。1番の浄化槽の設置整備事業費補助金につきましては、歳出559万円の減額に伴いまして、あわせまして3分の1相当額の186万4,000円の減額でございます。2番につきましては、一般不妊治療費助成事業補助金でございますが、同様に歳出の減額に伴い、44万4,000円を減額するものでございます。合計で230万8,000円の減額でございます。

次に、目5の農林水産業費県補助金、節1の農業費県補助金でございますが、それぞれ交付額の変更に伴いまして、1番につきましては、機構集積協力金交付事業費補助金で868万6,000円の増額、2番は、元気な農業産地構造改革支援事業補助金で466万9,000円の減額、3番の資源向上支払（長寿命化）交付金で550万9,000円の減額を行うものでございます。合計で149万2,000円の減額でございます。

次に、目7の土木費県補助金、節1の土木費県補助金でございますが、建築物等耐震化促進事業費補助金に関するものでございます。歳出予算の減額に伴い、県補助金につきましても30万円を減額でございます。

次に、11ページでございます。

款16の寄附金、項1寄附金、目1の一般寄附金、節1の一般寄附金でございます。ふるさと納税に関します寄附金収入につきまして、当初予定していた額を下回る見込みとなりましたことから4,700万円の減額でございます。

次に、款17の繰入金、項2の基金繰入金、目1財政調整基金繰入金でございます。本年度、当初予算におきまして基金からの繰入金を予定しておったところでございますが、繰り入れをせず運用できることが見込まれることから、予算現額全額の3億1,964万8,000円について減額を行うものでございます。

続きまして、目2の減債基金繰入金でございます。当初予算で公債費の元金償還分の一部に減債基金を充てる予定をいたしておったところでございますが、予算全額について5,000万円の減額を行うものでございます。

次に、款18の繰越金では6,614万3,000円の増額補正をするものでございます。これによりまして、一般会計の実際の繰越額、実質収支の額と同額の4億5,429万3,000円といたすものでございます。

次に、款20の町債、項1の町債、目1の総務債でございます。まず1番の臨時財政対策債は、当初に4億5,000万円としておったところでございますが、発行可能額が4億4,242万円となり

ましたことから、758万円の減額を行うものでございます。また、2番の新庁舎実施設計事業につきましては、当初予算では起債の借入れは予定しておりませんでしたけれども、本年度から新たに起債が設けられましたことから2,800万円の借入れを予定いたし、増額を行うものでございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、12ページに入りますが、目2の民生債でございます。1番は垂井こども園の建築事業につきましては、当初に5億円としておったところでございますが、一部変更いたし、4億6,900万円の借入れを行う見込みとなりましたことから、3,100万円の減額を行うものでございます。2番の岩手保育園園舎耐震補強事業につきましても、当初5,500万円としておったところでございますけれども、起債の種類等を変更いたし、6,400万円で協議が調いましたことから、900万円の増額を行うものでございます。以上、節1児童福祉施設債で2,200万円の減額でございます。

次に、目7の土木債は、地方道路整備事業に関するものでございます。当初予算で3,600万円の借入れを予定しておったところでございますが、事業費の変更などによりまして借入額を3,100万円といたし、節3道路債では500万円の減額を行うものでございます。

次に、目9の教育債、節1の小学校債につきましては、府中小の屋内運動場非構造部材耐震事業に関するものでございますが、当初予算で2,600万円としておったところでございますけれども、借入額といたしまして2,400万円を見込み、200万円の減額を行うものでございます。続きまして、節3の社会教育債につきましては、文化会館の空調設備改修事業に関するものでございますが、当初、起債等を充てる予定はいたしておりませんでしたけれども、県と協議する中、借入れの調整等が調いましたことから、7,900万円の増額を行うものでございます。後ほど地方債の補正でも御説明を申し上げます。

以上が歳入でございます。

表紙に少し戻っていただきまして、第2条でございますけれども、繰越明許費の補正でございます。繰越明許費の追加につきましては、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

4ページをお開き願ひしたいと思います。

歳出で関連した事業につきまして御説明を申し上げてまいりましたが、経営体育成基盤整備事業に関する平成29年度事業の県営土地改良事業、栗原地区の圃場整備事業の一部につきまして、工事の進捗状況に基づきまして1,505万3,000円を翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。よろしくお願ひをいたします。

表紙に戻っていただきまして、議案書の第3条でございます。地方債の補正でございますが、追加及び変更につきましては、第3表、地方債補正によるところでございます。

5ページをお願ひいたします。

まず上段の追加でございますが、1番の新庁舎実施設計事業につきましては、当初予算では起債の借入れは予定しておりませんでしたけれども、本年度から公共施設等適正管理推進事業、いわゆる市町村役場機能緊急保全事業債という起債が新たに設けられましたことから、この起債

の協議が相調いしましたので、2,800万円の借り入れを予定し、追加をお願いするものでございます。

次に、2番の文化会館空調設備改修事業でございます。当初、同じく起債を充てる予定はありませんでしたけれども、その後、地域活性化事業債という起債について協議が調いしましたことから、7,900万円の借り入れを予定し、追加をこのたびお願いをいたすものでございます。

続きまして、下段の変更でございます。

1番の臨時財政対策債につきましては、当初予算で起債の限度額を4億5,000万円といたしておりましたが、発行可能額が4億4,242万円となりましたことから、758万円の減額を行うものでございます。

次に、2番の垂井こども園の建築事業には、社会福祉施設整備事業債の借り入れを予定し、当初5億円としておったところでございますが、その後、一部施設整備事業債に変更し、協議が調いしましたことから、4億6,900万円の借り入れを行う見込みといたし、3,100万円の減額を行うものでございます。

次に、3番は岩手保育園に関するものでございますが、園舎の耐震補強事業でございますけれども、社会福祉施設整備事業債の借り入れを予定し、当初では5,500万円を予定しておったところでございますが、起債の種類を緊急防災・減災事業債に変更した上で協議を進め、6,400万円で借り入れの協議が調いしましたことから、900万円の増額をお願いしたところでございます。

次に、4番でございます。今年度の当初予算で進めておりました栗原地区の地方道路整備事業につきまして、地方道路等整備事業債の借り入れを予定し、限度額は3,600万円といたしておったところでございます。事業費の変更などによりまして借入額を3,100万円といたしまして、限度額につきましても、500万円の減額をお願いしておるところでございます。

次に、5番の府中小の屋内運動場の非構造部材耐震事業につきましては、学校教育施設等整備事業債の借り入れを予定いたしておりまして、当初では2,600万円といたしておりましたが、契約額に基づきまして借り入れる額を2,400万円と見込みまして、200万円の減額を行うものでございます。

いずれも限度額の変更をこのたびお願いをいたしまして、起債の方法、それから利率、償還方法につきましては、記載のとおり変更はございませんので、よろしくお願ひいたします。

なお、21ページには給与費明細書、また22ページには地方債の現在高の見込み等に関する調書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 山田君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） ちょっと確認をさせていただきますが、歳出、17ページの8の農業構造改善費でございます。今回の補正予算で466万9,000円の減額であります。見込みが62万2,000円ということで、これはJAさんの事業だということはわかりますが、ここで466万9,000円の減額なんです。補足説明の中で県費が対象にならなかったということなんですけれども、本来言えば、こういう補助金行政の中で農業者、あるいはまた農業団体が構造改善事業に乗ってやっつけようとするのであれば、県費がつかなくても町費でもって対応してあげるのがいいんじゃないかなというふうに思います。といいますのは、余り細かく言いませんけれども、繰越金が4億5,000万円もありますし、起債が当初は11億円余りのが、今は12億何がしの起債が発行されております。ちょっとここらあたりから、細かいことで申しわけないんですけども、要望されていた団体にはどのようなお話をされ御理解を得たのか、お聞かせいただきたいと存じます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 山田議員の質問についてお答えしたいと思います。

こちらのほうでございますが、JAとの打ち合わせを行いまして予算化しておるところでございますが、県の採択順位によりまして採択されなかったということが本当のところでございます。

JAのほうにも確認しておるところなんです。今回につきましては施設の更新ということで、何とか県の補助がついたものから順番にやっていきたいということですので、また来年度も同じように出していきたいということでございましたので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 質問させていただきます。総務課長さんの補足説明で理解できませんでしたので、2点ほど。

まず、14ページをお開きいただきたいと思うんですけども、款2総務費、項3住民基本台帳費でございます。補正では1,281万7,000円を減額ということなんですけれども、このうち既決額は1,600万6,000円見られておって、見込み額が318万9,000円となっておりますね。それに伴います国庫補助金といいますか、国庫支出金も275万4,000円、これがついているということなんですけれども、平成30年度当初予算の中にこれと同じ項目があるんですね。ほぼ同額の1,281万8,000円でしたかね、計上されておるんです。それとの関連性ですね。平成29年度は、一体全体何をやられて、それをあと残りは断念せざるを得ず、翌年度、平成30年度に持っていかなざるを得なかったかという、その理由ですね。これらは繰越明許というような考え方もある

んではないかなと思うんですけども、1年一貫性の観点から御説明をいただきたいなというふうに思います。

それと2点目、19ページをお開きいただけますか。ちょうど真ん中ほどの款10教育費、項4幼稚園費でございます。この中で211万4,000円、負担金、補助及び交付金が減額されております。これは就園奨励費補助金ということで、私立幼稚園に通園する保護者の負担を軽減するために私立幼稚園設置者に対する補助金だということで、これは要綱がございますね。これは当初予算では308万4,000円ございました。そのもう一つ前の年から比べますと、随分と大きな予算増額になったんです。ところが、見込み額は97万円ということで大きく減額されていると、その理由ですね。どういうことだったのかなということと、あわせて国庫補助金の補助率は3分の1だと認識しておったんですけども、この歳入もひっくり返して計算しますと、28%ぐらいにちょっと落ちておるんですね、5%ぐらい、これらの理由もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 若山議員の御質問であります款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費の関係でございます。

議員がおっしゃいますように、本年度9月に1,600万6,000円の補正をお願いしたところでございます。国からこのシステム改修の経費を全て計上するという指示があり、計上したところでございますが、国の考え方が変わって、今年度分、できる分だけにしておけというような指示でございました。そちらの内容としましては、パッケージの費用、それから作業費というものがございまして、作業費の内訳としましては、原票システムの影響度の分析と、それからパッケージシステムの機能説明、要件定義というものに今年度は限ったわけでございます。

来年度につきまして、議員がおっしゃいますように、今年度減額した分につきましては、来年度予算計上させていただいたわけですが、来年度に新たに予算計上をしなければ、繰越明許はちょっと考えてくれるなということでもございました。来年度予算計上した分について補助金がつく可能性があるということをお聞きしておりますので、差し引きの分を計上させていただいたところでございます。御理解賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 若山議員から御質問のありました款10教育費、項4幼稚園費の負担金、補助及び交付金の就園奨励費補助金の件でございますが、御質問でありましたように、私立の幼稚園に通園する園児に対しまして私立の幼稚園が保育料等を減額した場合に、基準の範囲内において町から奨励費を補助するという制度でございます。

実は今年度、97万円ほどの見込み額ということでございますが、予算策定時等におきまして

は、前年の実績等々から、若干またそういった働き方の変化において町外等の幼稚園へ就園される方が多々あるかということで、金額的に308万4,000円ほどの予算を当初では計上しておりましたが、実質、29年度で補助する予定が2つの幼稚園に対して8名の園児というような実績ということになりました。そういった関係で本年度の入園奨励費の園児数に対して精査をさせていただいて、今回、見込みが97万円、若干この見込み額の中には、今後、何らかの関係で急遽私立等へかわられる方もございますので、少し見込み額、現状よりも少し残したような状態で精査をさせていただきました。そういった関係で、今回、211万4,000円の減額をお願いしております。

また、あわせまして国庫支出金のほうでございますが、これにつきましては、基準額は、補助割合につきましては、議員御指摘のとおり、原則3分の1となっておりますが、これも基本的には国のほうも予算の範囲内ということで、当初の申請等をした段階で国のほうの予算がない場合は、若干下回ってくるということもございまして、結果として今回は75万円の減額ということでお願いすることになりましたので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） 今回の補正、1億数千万ということで大変だったと思うんですが、二、三ちょっとお尋ねしたいと思います。

それで、企画費、ふるさと納税、13ページ、これらについて今回、2,500万円減額されておるんですが、いかにも私は見込みが甘かったんやないかと思う。全国各地、どこから何件ぐらいあったのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、18ページの防災ダム、今回、290万減額されておるんですが、やはりあれだけ広い面積ですので雑木等相当ありますわね。その辺の管理や、そういうのを、これだけ残るなら、もっときれいにして、その辺、ああ、立派な防災ダムだなあと言えるように、その辺をお願いしたいと思いますし、しゅんせつ工事でこれは何立米、多分用水から出たところだと思うんですが、その辺の関係をちょっとお尋ねしておきます。

それと除雪の関係、グレーダー、こしは大した雪ではなかったと思うんですが、ほかは多かったんですけど、今回、650万円で済んでおるんですが、これは何日稼働日数をされておるのか、その辺をお尋ねしたいと、このように思いますし、今度国庫補助金、その下の財源更正で437万8,000円、今度一般財源から国庫支出金のほうへ財源更正されておるんですが、国からこれだけ補助金をもらったということは大変よいことだと思うんですが、この辺はどこの工事が、ちょっとその辺をお尋ねしておきます。以上です。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 丹羽議員からお尋ねがございました目企画費の中で節委託料、ふるさと納税管理業務2,500万円の減額は、余りにも見積もりが甘かったのではないかとというようなことと、あと全国から何件ぐらいの納税があったかというお尋ねでございます。

見積もった経緯をまずお話しいたしますと、実は平成28年の実績をもとに平成29年の予算を見積もっているわけでございます。平成28年度の12月に垂井町のふるさと納税の仕組みを全国の自治体が加盟している、ふるさと納税のお礼の品がチョイスできるホームページに12月18日に登録したところでございます。そうしたところ、平成28年度の実績ですと、4月、5月はゼロ、6月は1件、7月、8月はゼロ、9月は2件、10月はゼロ件、11月は3件、先ほど私、12月18日にそのサイトに登録したと申し上げましたが、そのときに1,447件、12月18日から12月31日までの間に、登録したら、すぐに1,447件の寄附者、納税者があったわけでございます。

それで、その翌1月に29年度の予算を見積もるわけでございますから、この12月の1カ月のデータをもとに見積もるということは非常に困難でございましたけれども、ある一定のルールのもとに納税額8,000万円という額を見込んだわけでございます。

それで、平成29年度の実績を今度申し上げますと、4月に91件、5月に100件、6月に131件、7月に104件、8月に106件、9月に146件、10月に199件、11月に308件、これは順調に伸びていっておるわけでございますけれども、12月には302件でとどまっております。

ホームページに掲載してやるようになった平成28年、最初の年は1,447件ありましたが、平成29年では302件でとどまったということでございます。

私ども、実はことしの12月、もっと多いものというふうに、昨年並みにあると想定していました。といいますのは、ふるさと納税をしますと税の控除が受けれますので、年内にどうしても寄附行為をしようとする方が多いということも期待して多く見込んでおったわけでございますけれども、302件にとどまったということです。

これは想定できるのは、平成28年の当初にやった12月は、垂井町は新規に12月18日に申し込んだわけですから、そのホームページでも有利な場所に、見やすい場所に掲載していただけたということが、今から想像でございますけれども、想定できます。

そういうことを勘案しますと、議員が申されたとおり、過大な見積もりであったということは、私どもも認識しているところでございます。よろしく御理解をお願いします。

議員からのふるさと納税の見積もりが甘かったのではないかとということと、全国から何件寄附者があったのかということについて御答弁をさせていただきました。よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

失礼します。もう一件、その見積もりのところで説明が不足しておりましたので、追加で説明させていただきます。

実は平成29年4月1日に総務大臣からの通知で、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品は直ちに控えなさいという通知がございました。その通知の中ではどのようなものがあったかとい

ますと、金銭類似性の高いもの、これはやめなさい。あるいは、資産性の高いもの、これはやめなさい。価格が高騰なものはやめなさいということです。もう一つ、寄附額に対する返礼品の調達割合の高いもの、これはやめなさいということです。この調達割合というのは、返礼品につきましては、寄附額の3割を超えてはいけないということでした。

実は私ども、この4月の通知を受けて、さっきちらっと申し上げましたけれども、10月に品のメニューをかえますよというホームページでの報告をしたんですけども、そのときには駆け込みで10月、11月は若干多かったですけど、12月にやはり少なくなったと、やっぱりこれは返礼品の割合が低いところは低いということです。

先ほど申し上げました総務大臣の通知を多くの自治体は受けています。4月1日から10月までその様子を我々は見ているわけですが、なお12月になっても総務大臣の通知に従っていない自治体も若干あったということで、ややもするとそこに寄附が集まったのではないかとすることも想定しております。以上でございます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 丹羽議員の御質問のございました防災ダム管理費についてお答えさせていただきます。

まず、この防災ダムの静水池でございますが、北部簡易水道の水源となっております、この調査の結果、堆積物があることが判明いたしました。これはしゅんせつが必要ではないかということでしゅんせつを行ったわけですが、当初予定していたしゅんせつすべき対象物が実際はすごく少なかったということで、これは処分地は長野県の川上村のバイオテックというところへ持っていったんですが、かなり堆積物が少なかったということでございまして、減額したというところでございます。

また、議員がおっしゃって見えまして木等の管理でございますが、毎年、防災ダムの堤体草刈り及び清掃業務委託ということでシルバー人材センターのほうに委託しまして業務を実施しておりますので、そちらのほうで対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきます。

除雪用グレーダー等の日程でございますが、1月26日と1月30日に除雪をさせていただきました。

1月26日につきましては、岩手地区、府中地区、垂井地区、宮代地区、表佐地区の一部でございます。

また、30日につきましては、早朝4時に除雪の判断をいたしますが、その時点では20センチに達しておりませんでした。しかしながら、4時以降からまた積雪がどんどんできましたので、

確認をした結果、20センチに達しているということで、伊吹地区と南長畑地区を除雪させていただきました。

それと財源更正の関係で、どこの工事かということでございますが、9月の補正でお願いをいたしました宮代71号線でございます。上御前谷橋でございますが、その工事の補助をしたということでございます。

以上、御理解賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第29号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第7号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開は16時35分といたします。

午後4時26分 休憩

午後4時35分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長することにしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決定いたしました。

日程第7 議第30号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（角田 寛君） 日程第7、議第30号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第30号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ6,123万2,000円を減額し、予算総額を35億3,294万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、保険給付費の療養諸費におきまして、一般被保険者の療養給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額措置をいたしますとともに、葬祭費に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

また、保健事業費の特定健康診査等事業費におきましては、特定健康診査に係ります委託料の減額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私から、議第30号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

表紙、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,123万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億3,294万2,000円とするものでございます。

7ページ、歳出から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、節19負担金、補助及び交付金で6,000万円の減額補正をお願いするものでございます。一般被保険者療養給付費の支払い実績により不用額が見込まれますことから減額をお願いするものでございます。

次に、項5葬祭諸費、目1葬祭給付費、節19負担金、補助及び交付金で60万円の増額補正をお願いいたします。葬祭費の見込みが増加することから増額をお願いするものでございます。

続きまして、款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節13委託料で183万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。不破郡医師会に委託しております特定健康診査に係ります委託料につきまして、1月までの実績を踏まえまして減額を見込んだものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目2療養給付費等負担金、節1療養給付費等負担金で9,407万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。平成29年度の保険給付に係ります

療養給付費、療養費、高額療養費の実績と見込みに基づきまして、療養給付費負担金の補助申請等を国に出しております。この金額をもとに減額をお願いするものでございます。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金1,108万4,000円の増額でございます。保険税の減額分を補填します制度でございます。国・県の保険基盤安定の交付決定を受けたことによりましてお願いするものでございます。続きまして、節2職員給与費等繰入金38万6,000円の増額でございます。職員異動によります給与費等の増加分でございます。続きまして、節4財政安定化支援事業繰入金820万3,000円増額でございます。県より繰入基準額の決定を受け、増額をお願いするものでございます。節5その他一般会計繰入金64万1,000円の減額でございます。福祉医療によりまして国庫補助減額分をお願いするものでございます。先ほど一般会計補正予算におきまして繰出金分として国民健康保険特別会計繰出金の増額補正をお願いしたもので、ここに繰り入れるものでございます。

さらに、項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金、節1国民健康保険基金繰入金1億3,000万円の減額補正をお願いするものでございます。当初予算におきまして基金の取り崩しを財源といたしましたが、繰越金等により収支の均衡が図られますことから減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金1億4,381万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして収支の均衡を図るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第31号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（角田 寛君） 日程第8、議第31号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第31号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ366万8,000円を追加し、予算総額を5,601万6,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費の総務管理におきまして簡易水道基金に係ります積立金につきまして増額措置をいたしますとともに、予備費につきましても増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました議第31号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、29年度におきまして剰余金が生じますので、基金に積み立てをお願いするものでございます。

それでは、表紙でございます。

第1条で歳入歳出それぞれ366万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,601万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書6ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費、目2財産管理費、節25積立金で360万円の増額をいたしまして、簡易水道設備基金積立金を361万1,000円とするものでございます。

次に、款4予備費、項1予備費、目1予備費、節29予備費でございますが、歳入歳出の均衡を図るため、6万8,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをごらんください。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で976万8,000円の前年度繰越金が確定しておりますので、366万8,000円の増額を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解くださいますよう、よろしくお

願います。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） ちょっとお尋ねします。今、補足説明の中で余剰金が生じたので基金に積み立てるとおっしゃったんですけれども、歳出で予備費に6万8,000円が補正されているんですが、支出執行はもうないと思われませんが、どうして積立金のほうに全額が補正されなかったのか、そのあたりの意図をお尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 今、山田議員のほうからの御質問でございます。予備費につきまして6万8,000円、今回、増額しておるわけでございます。補足説明の中で歳入歳出の均衡を図らせていただいたということで説明させていただきましたので、全額を基金のほうへ積み立てをしなかったのかという御質問でございますが、予備費につきましては、今現在、まだ1カ月ほど事業のほうは執行状態でございますので、そこら辺のところも考慮して増額補正とさせていただきますところをちょっと酌んでいただきまして、御理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第32号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（角田 寛君） 日程第9、議第32号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予

算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第32号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ3,600万円を減額し、予算総額を11億4,469万3,000円とするものであります。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして管渠詳細設計等業務に係ります委託料、下水道整備工事に係ります工事請負費、物件移転補償費に係ります補償、補填及び賠償金、浄化センターの消耗品費、光熱水費に係ります需用費、浄化センター汚泥処分、運搬業務に係ります委託料につきまして、それぞれ減額措置をいたしますとともに、公債費に係ります財源更正も行いました。

財源につきましては、分担金及び負担金、繰入金、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

なお、繰越明許費につきましては、浄化センター汚泥棟増設事業に係ります経費を平成30年度に繰り越して実施することをお願いするものであります。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いするものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました議第32号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成29年度の公共下水道事業に係ります事業費の確定によりまして減額を行い、財源につきましては、受益者負担金及び繰越金の増額、一般会計からの繰入金及び地方債の減額を行うものでございます。

また、浄化センター汚泥棟増設工事委託に係ります予算の繰越明許をお願いするものでございます。

それでは、表紙でございます。

第1条で歳入歳出それぞれ3,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,469万3,000円とするものでございます。

では、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書8ページをごらんください。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節13委託料で下水

管渠設計委託料等の確定によりまして100万円を減額し、同じく節15工事請負費では、下水道整備工事費の確定によりまして1,200万円を減額するものでございます。これは、主に入札差金等によりそれぞれ減額させていただくものでございます。続きまして、節22補償、補填及び賠償金で1,000万円の減でございます。こちらにつきましては、下水道面整備工事に伴います水道管の支障移転補償費が少なく済んだことによりまして減額を行うものでございます。

次に、目3浄化センター費、節11需用費でございます。汚水処理に係ります薬品費及び電気料金でございますが、1月までの実績を踏まえ不用額が生じる見込みとなりましたので、700万円の減額をお願いするものでございます。内訳といたしましては、消耗品費で既決額1,691万7,000円に対しまして1,291万7,000円と見込みまして400万円の減額、同じく光熱水費につきましては、既決額1,872万円に対し1,572万円と見込み300万円の減額を、それぞれ行うものでございます。続きまして、節13委託料で浄化センターから発生する汚泥の処分及び運搬業務につきまして、既決額4,637万5,000円に対しまして4,037万5,000円と見込み、600万円の減額を行うものでございます。

次に、款3公債費、項1公債費、目2利子では、後ほど歳入で御説明いたしますが、下水道事業受益者負担金の増に伴いまして財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

7ページをごらんください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道事業負担金、節1現年度分の下水道事業受益者負担金でございます。受益者負担金の一括納付などにより増額が見込まれますので、814万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1の一般会計繰入金でございます。1,800万円の減額を行うもので、公共下水道事業費の額の確定によりまして、一般会計からの繰入額の減によりまして精算をさせていただくものでございます。

次に、款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金で331万8,000円の増額を行うものでございます。

次に、款9町債、項1町債、目1下水道債、節1の下水道事業債でございます。起債対象事業費の確定によりまして2,946万円の減額を行うものでございます。

続きまして、表紙にお戻り願います。

第2条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

3ページの第2表をごらん願います。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、事業名、浄化センター汚泥棟増設事業、金額は5,960万円でございます。昨年の9月定例会で議決を賜り、平成30年度までの2カ年で日本下水道事業団と協定を締結し、工事を委託しております浄化センター汚泥棟増設工事でございます。このうち、汚泥棟建屋を増築する建築工事でございますが、公募型一般競争入札により参

加業者を公募いたしましたところ、参加業者があらわれず、入札執行がおこなわれている状況でございます。建設業法では、建設工事を施工する場合、工事現場における工事の技術上の監理をつかさどる技術者を置かなければならないこととされておりました。当該工事の場合、そのものは現場に専任で配置することが義務づけられております。しかし、既に他の民間工事や公共工事などの受注によりまして技術者のあきがなく、当該工事現場に配置させる技術者がいないなどの理由で参加業者があらわれないことから、関係する工事につきまして本年度予定をしておりました出来高を達成することが見込めないため、やむを得ず次年度に繰り越しをさせていただきます。

次に、表紙の第3条でございます。地方債の変更について規定をしておりますが、借入限度額を変更させていただくものでございます。

4ページに調書を掲載しておりますので、あわせてごらん願います。

4ページの第3表で地方債の限度額を2億9,226万円とさせていただいておりましたが、事業費の確定によりまして2,946万円の減額をお願いし、2億6,280万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、従前と変わっておりません。

なお、9ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第33号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（角田 寛君） 日程第10、議第33号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第33号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ60万円を減額し、予算総額を3,197万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、管理費の維持管理費におきまして、農業集落排水処理施設の光熱水費に係ります需用費につきまして減額措置をいたしました。

また、財源につきましては、繰入金の減額措置をした次第でございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました議第33号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、農業集落排水事業に係ります事業費等の確定によりまして減額を行い、財源につきましては、一般会計からの繰入金の減額を行うものでございます。

それでは、表紙でございます。

第1条で歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,197万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書6ページをごらんください。

款2管理費、項1維持管理費、目1維持管理費、節11需用費でございます。北部第一及び伊吹の2つの処理施設に係ります電気料金でございますが、1月までの実績を踏まえ、不用額が生じる見込みとなりましたので、見込み額を247万8,000円とし、既決額307万8,000円に対し、60万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをごらんください。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金で60万円の減額を行うものでございます。農業集落排水事業費の確定によりまして一般会計からの繰入額の減によります精算をさせていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますよう、よろしくお願

いたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第34号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（角田 寛君） 日程第11、議第34号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第34号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ341万6,000円を減額し、予算総額を24億4,044万3,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして介護保険事業計画策定業務ほかに係ります委託料の減額措置をいたしますとともに、介護認定業務に利用する備品購入費の増額措置を行いました。

保険給付費では、介護サービス等諸費におきまして施設介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしますとともに、居宅介護住宅改修費負担金と居宅介護サービス計画給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

介護予防サービス等諸費におきましては、介護予防福祉用具購入費負担金と介護予防住宅改

修費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

特定入所者介護サービス等費におきましては、特定入所者介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして減額措置をいたしております。

地域支援事業費では、一般介護予防事業費におきまして、介護予防普及啓発事業に係ります委託料につきまして減額措置を行いました。

また、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては、訪問・通所型サービス負担金に係ります負担金、補助及び交付金と介護予防ケアマネジメントに係ります委託料につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

また、予備費につきましては、増額措置をいたしております。

財源につきましては、国庫支出金と支払基金交付金の減額措置をいたしますとともに、県支出金の増額措置をした次第であります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第34号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、表紙の第1条ですが、歳入歳出予算の総額から341万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億4,044万3,000円とするものです。

それでは、細部につきまして、歳出から御説明をさせていただきます。

7ページをごらん願います。

初めに、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13の委託料ですが、介護保険事業計画策定業務委託料について、業務の契約締結により金額が確定しましたので、差金相当分51万7,000円を減額するものです。次に、節18備品購入費の介護認定業務用機器一式ですが、こちらは介護認定支援用のパソコンを購入するもので、平成30年度介護認定制度の改正に伴い、認定ソフトの更新が必要なところ、現在使用しているパソコンでは更新の対応が不可能ということで、新規のパソコンシステムに取りかえる必要があるため、パソコンシステム一式115万2,000円の増額をお願いするものです。

次に、款2の保険給付費と款4の地域支援事業費ですが、基本的に11月までの実績に基づき、本年度の見込み額を算定しましたところ、一部の給付費において予算額に対し過不足のおそれが生じてまいりましたので、それぞれ所要の増額、または減額をお願いするものです。

初めに、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3施設介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金の施設介護サービス給付費負担金ですが、こちらは重度の要介護者が介護福祉施設に入所した場合に受けるサービスに対して給付されるものですが、予算額に対し不

足するおそれが生じてまいりましたので、2,200万円の増額をお願いするものです。

次に、目5 居宅介護住宅改修費、節19負担金、補助及び交付金の居宅介護住宅改修費負担金ですが、こちらは要介護の方の自宅の浴室や便所などの改修や手すり設置などを施工した際に給付されるものですが、不用額が発生する見込みとなりましたので、70万円の減額をお願いするものです。

次に、目6 居宅介護サービス計画給付費、節19負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費負担金ですが、こちらは介護サービスの計画作成に伴う給付費で、不用額が発生する見込みとなりましたので、1,000万円の減額をお願いするものです。

次に、款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目2 介護予防福祉用具購入費、節19負担金、補助及び交付金の介護予防福祉用具購入費負担金ですが、こちらは要支援の方が自宅で使用する福祉用具の購入に係る給付について不用額が発生する見込みとなりましたので、20万円の減額をお願いするものです。

次に、目3 介護予防住宅改修費、節19負担金、補助及び交付金の介護予防住宅改修費負担金ですが、こちらは要支援の方が自宅の浴室や便所などの改修や手すり設置などを施工した際に給付されるもので、不用額が発生する見込みとなりましたので、110万円の減額をお願いするものです。

次に、款2 保険給付費、項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金の特定入所者介護サービス給付費負担金ですが、こちらは施設サービスを利用する場合、所得及び資産が少ない方の施設利用が困難にならないよう、住居費、食費に関して負担限度額を超えた分を支給するもので、不用額が発生する見込みとなりましたので、500万円の減額をお願いするものです。

次に、款4 地域支援事業費、項1 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費、節13委託料の介護予防普及啓発事業ですが、こちらは全ての第1号被保険者を対象に介護予防教室などの介護予防の普及や啓発事業を委託するもので、不用額が発生する見込みとなりましたので、81万円の減額をお願いするものです。

次に、款4 地域支援事業費、項3 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費、節19負担金、補助及び交付金の訪問・通所型サービス負担金ですが、こちらは要支援の方が居宅を訪問してもらう訪問系サービスと施設に通う通所系サービスを利用した際に給付されるもので、不用額が発生する見込みとなりましたので、882万5,000円の減額をお願いするものです。

次に、目2 介護予防ケアマネジメント事業費、節13委託料の介護予防ケアマネジメント委託料ですが、こちらは要支援の方が受ける総合事業サービスについて具体的な利用内容であるケアプランの作成を事業所に委託するもので、不用額が発生する見込みとなりましたので、42万9,000円の減額をお願いするものです。

次に、款6 予備費、項1 予備費、目1 予備費、節29予備費ですが、101万3,000円の増額をお

願いするものですが、今回の減額措置に対しましては、こちらで収支の均衡を図るものでございます。

以上が歳出です。

続きまして、歳入ですが、5ページをごらん願います。

歳入につきましては、基本的に国、県、町、被保険者などにおける負担についてはそれぞれ割合が定まっていますので、ルールに従い、計上しております。

初めに、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金ですが、こちらは国の負担分、給付費の居宅分と施設分といたしまして15万円の増額をお願いするものです。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金ですが、こちらは市町の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、給付費の3%相当分として15万円の増額をお願いするものです。

次に、目4地域支援事業交付金（総合事業）、こちらは地域支援事業に係る国からの交付金で、事業費の介護予防分と包括的支援任意事業分といたしまして251万6,000円の減額をお願いするものです。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の介護給付費交付金ですが、こちらは第2被保険者の保険料に当たる部分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の28%相当分として140万1,000円の増額をお願いするものです。

次に、目2地域支援事業支援交付金の地域支援事業支援交付金で、こちらは地域支援事業について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、事業費の28%相当分として281万7,000円の減額をお願いするものです。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金ですが、こちらは県の負担分、給付費の居宅分と施設分相当分として147万5,000円の増額をお願いするものです。

次に、款6県支出金、項3県補助金、目2地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業県交付金ですが、こちらは地域支援事業に係る県からの交付金で、事業費の介護予防分が12.5%と包括支援任意事業分が19.5%相当分として125万9,000円の減額をお願いするものです。

以上、歳入歳出ともに341万6,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、議第34号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第34号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第35号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（角田 寛君） 日程第12、議第35号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第35号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ155万7,000円を減額し、予算総額を3億3,113万8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、保健事業費の健康保持増進事業費におきまして、ぎふ・すこやか健診及び後期高齢者医療口腔健診に係ります委託料につきまして減額措置をいたしました。

財源につきましては、後期高齢者広域連合支出金の減額措置をした次第であります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 議第35号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

表紙、第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,113万8,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費、節13委託料、155万7,000円減額補正をお願いするものでございます。不破郡医師会や大垣歯科医師会に委託をしております

ぎふ・すこやか健康診査や口腔健康診査に係ります委託料につきまして、1月までの実績を踏まえまして減額を見込んだものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。

款3 後期高齢者医療広域連合支出金、項1 委託金、目1 保健事業費委託金、節1 保健事業費委託金で155万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。後期高齢者医療広域連合から保健事業に係ります財源を保健事業費委託金として受け入れていることから、歳出の保健事業費と整合を図り、同額の減額補正をお願いし、収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第35号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後5時22分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 乾 豊

